

文教福祉委員会

保健福祉部

1 救急医療	124
2 佐賀市健康づくり計画	
「いきいきさがし 21」	129
3 保健予防	134
4 少子化への対応	138
5 母子保健計画	
「すこやか親子計画」の策定	142
6 母子保健	145
7 予防接種事業	151
8 佐賀市保健福祉会館	154
9 保健センター	156
10 佐賀勤労者総合福祉センター	158
11 高齢者福祉	160
12 障がい者の福祉	172
13 その他の福祉	178
14 民生委員・児童委員	183
15 生活保護	186
16 福祉・就労支援と生活困窮者支援	188
17 人権・同和政策	189
18 国民健康保険	192
19 国民年金	200
20 後期高齢者医療制度	204

佐賀市立富士大和温泉病院	208
--------------	-----

教育委員会

1 第二次佐賀市教育基本計画	212
2 教育委員	214
3 子育て支援の充実	215
4 就学前からの教育の充実	228
5 家庭・地域・企業の教育力の向上	248
6 生涯学習の推進	252
7 佐賀市立図書館	259
8 市民スポーツの充実	264
9 佐賀市健康運動センター	274
10 魅力ある文化の醸成	276
11 文化芸術活動の振興	285
12 佐賀市文化会館・佐賀市民会館	287
13 佐賀市立東与賀文化ホール （東与賀ふれあい館）	289

保健福祉部

1 救急医療 2-5

(1) 在宅当番医制度

昭和 40 年 11 月 1 日から佐賀市医師会が、自主的に日曜在宅医制度を取り入れ、内科 3・外科 1・婦人科 1 を一組として日曜日当番による診療を開始したのが、この制度の始まりである。その後、昭和 50 年から日曜在宅医の案内を行うため、市衛生課にテレホンサービスを設け、事業の充実を図った。

一次救急医療は、初期症状の患者を診察し、将来重篤な疾病に移行するか否かの判断等、適切な処置を講じなければならない。そのため、救急医療体制の基盤となる一次救急医療体制（在宅当番医制度）の整備は、極めて重要なものであり、昭和 52 年度から国・県の補助制度が設けられたことに伴い定額助成を行い、現在は委託事業として実施している。

なお、平成 3 年 10 月からは、佐賀市医師会の自主的な社会活動として夜間救急在宅医当番制が開始された。

※ 1 当番日につき、内科：3 医療機関、外科：2 医療機関の当番体制

（5 月の連休及び 1 月、2 月は、内科 4、外科 2、年末年始は、内科 4、外科 2、眼科 1、耳鼻科 1）

※ 日曜・祝日在宅医テレホンサービス案内 TEL 0952-30-0114

※ 平成 16 年度から国・県補助金は廃止

○ 診療科目別内訳（平成 25 年度）（単位：人）

診療科目	①佐賀市民	②その他	合計①+②	割合（%）
内科・小児科	5,221	931	6,152	58.3
外科・整形外科・脳神経外科	2,590	641	3,231	30.6
その他	780	384	1,164	11.0
合 計	8,591	1,956	10,547	100.0

○ 初診、再診別内訳（単位：人）

初診・再診の別	診 療 科 目		①佐賀市民	②その他	合 計①＋②
	初診患者	内科・小児科	4,189	784	4,973
		外科・整形外科・脳神経外科	2,040	563	2,603
		その他	515	295	810
		小 計	6,744	1,642	8,386
	再診患者	内科・小児科	1,032	147	1,179
		外科・整形外科・脳神経外科	550	78	628
		その他	265	89	354
		小 計	1,847	314	2,164
合 計		8,591	1,956	10,547	

(2) 病院群輪番制病院

二次救急医療体制（病院群輪番制）は、昭和 54 年度から佐賀市郡の広域圏で一次救急医療体制（在宅当番医制）の後方体制として、内科 1・外科 1 を 1 組としてスタートし、現在は、佐賀市・多久市・小城市の 3 市で運営している。事業内容は、日曜祝日及び年末年始の一次救急医療機関から転送される患者を参加病院が輪番で診療にあたる制度で、事務局を佐賀市に設置し、運営市（2 市）から負担金の徴収、参加病院への補助金の交付等を行っている。

※ 三次救急医療体制については、全県を一つの圏域と考え、県立病院好生館の館内に最重篤な救急患者の受入れ施設として救命救急センターが設置され、脳血管障害・心筋梗塞・頭部外傷等に対応できる高度医療機器の整備、機能の充実が図られている。

また、平成 17 年 9 月には佐賀大学医学部附属病院が県内で 2 番目に救命救急センターの指定を受けている。

① 病院群輪番制病院診療科目別患者数調べ（平成 25 年度）

ア 患者数等

（単位：人）

内 訳	内 科	小児科	外 科 整形外科	産婦人科	その他	合 計
入 院	60	0	36	5	10	111
外 来	1,895	37	888	5	222	3,047
合 計	1,955	37	924	10	232	3,158

イ 取扱患者の来院・方法別内訳

（単位：人）

内 訳	初期救急医療施設からの転送			そ の 他			合 計
	救急車	その他	小計①	救急車	その他	小計②	①＋②
入 院	0	0	0	36	75	111	111
外 来	0	0	0	105	2,942	3,047	3,047
合 計	0	0	0	141	3,017	3,158	3,158

(3) 救急医療情報システム

昭和 57 年 3 月 1 日から、県、県医師会及び県内市町村がそれぞれ出資し設立した財団法人「佐賀県救急医療財団」が救急医療情報システムの供用を開始した。その後、平成 4 年 3 月には、双方向性多機能端末の設置や情報のリアルタイム化などシステムの更新を行い、集信業務及び照会業務の充実を図ってきた。

また、平成 14 年度からインターネット等のメディアの拡充、平成 23 年度からは多機能情報端末の全救急車への配備により、サービスの向上が図られている。

当該救急医療情報システムは、救急医療情報センター、医療機関、各地区消防本部を相互にインターネット等で結び、医療機関の応需可否状況、その他救急医療及び患者の搬送等に必要な医療情報を適確に提供するものである。また、県民は、インターネット等を利用し、同システムの正確な医療情報を速やかに入手することができる。

なお、財団法人「佐賀県救急医療財団」は解散しており、救急医療情報システムの運営

は平成 19 年度から佐賀県救急医療情報センター（佐賀県）で行われている。運営費については、国の負担金のほか、経費の一部を県内市町が負担している。

(4) 佐賀市休日歯科診療所

休日等における救急歯科診療体制の整備を行うため、佐賀市が開設者となり佐賀市歯科医師会館の一部を借用し、施設・医療機械等を整備後、昭和 61 年 8 月 3 日に佐賀市休日救急歯科診療所を開設した。

以降、平成 12 年 4 月 8 日に「ほほえみ館」東側に開設した「佐賀市休日等急患センター」内へ移設後、平成 15 年 1 月 12 日に「佐賀市休日等急患センター」内から「ほほえみ館」内へ移設している。

平成 18 年 4 月 1 日からは、佐賀市歯科医師会を指定管理者に指定し、管理運営を任せている。

なお、当診療所は、佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町（4 市 1 町）の広域的な救急歯科医療機関であることから、佐賀市、神埼地区及び小城・多久歯科医師会の全面的な協力のもと、三地区の歯科医師会会員の輪番制による診療体制をとっている。

① 佐賀市休日歯科診療所の概要

名 称	佐賀市休日歯科診療所
所 在 地	佐賀市兵庫北三丁目 8 番 36 号 佐賀市保健福祉会館内
設 置 者	佐賀市
管 理 運 営	指定管理者 一般社団法人 佐賀市歯科医師会
設 立 年 月 日	昭和 61 年 8 月 3 日
延 床 面 積	82.58 m ²
診 療 日	日曜日、祝日、8 月 15 日、12 月 31 日～1 月 3 日
診 療 時 間	午前 9 時 30 分～午後 4 時
電 話 番 号	0952-36-9164

② 佐賀市休日歯科診療所の市町別患者数 (単位：人)

市町村名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
診 療 日 数	69	70	72	71
佐 賀 市	622	585	637	582
多 久 市	26	27	35	30
小 城 市	115	96	111	105
神 埼 市	67	67	92	62
吉 野 ヶ 里 町	32	12	16	25
そ の 他	107	98	101	87
合 計	969	885	992	891

③ 佐賀市休日歯科診療所の運営費（事業費と指定管理料）

年 度	事 業 費	指定管理料
平成 25 年度	15,572,355 円	4,971,816 円

(5) 佐賀市休日夜間こども診療所

休日の昼夜間における小児科の急病患者について初期救急医療を確保し、子育てに対する親の不安感、負担感の解消・軽減を図るため、平成 12 年 4 月 8 日から佐賀市休日夜間こども診療所を開設した。

開設当初は、土曜日、日曜日、祝日の診療であったが、平成 17 年 9 月 1 日から「平日夜間」（午後 8 時から午後 10 時まで）の診療を開始しており、小児初期救急医療体制の充実並びに第 2 次・第 3 次救急医療体制との連携について強化を図っている。

平成 18 年 4 月 1 日からは、佐賀市医師会を指定管理者に指定し、管理運営を任せている。

① 佐賀市休日夜間こども診療所の概要

名 称	佐賀市休日夜間こども診療所
所 在 地	佐賀市兵庫北三丁目 8 番 36 号
設 置 者	佐賀市
管 理 運 営	指定管理者 一般社団法人 佐賀市医師会
設 立 年 月 日	平成 12 年 4 月 8 日
延 床 面 積	233.63 m ²
診 療 日	毎日
診 療 時 間	土曜日 : 午後 5 時～午後 10 時 日曜日・祝日 : 午前 9 時～午後 10 時 平日 : 午後 8 時～午後 10 時
電 話 番 号	0952-36-9174

② 佐賀市休日夜間こども診療所の市町別患者数 (単位：人)

市町村名	平成 23 年度			平成 24 年度			平成 25 年度		
	平日	土・日 祝日	合計	平日	土・日 祝日	合計	平日	土・日 祝日	合計
佐 賀 市	2,517	8,850	11,367	2,345	8,206	10,551	2,736	8,643	11,379
多 久 市	89	370	459	79	381	460	97	352	449
小 城 市	423	1,630	2,053	363	1,453	1,816	424	1,548	1,972
神 埼 市	268	973	1,241	257	907	1,164	295	1,025	1,320
吉野ヶ里町	78	277	355	68	243	311	84	264	348
その他県内	158	748	906	161	685	846	165	755	920
県 外	106	594	700	74	611	685	111	594	705
合 計	3,639	13,442	17,081	3,347	12,486	15,833	3,912	13,181	17,093

③ 佐賀市休日夜間こども診療所の運営費(事業費と指定管理料)

年 度	事 業 費	指定管理料
平成 25 年度	175,611,931 円	0 円

※ 平成 25 年度については、決算が黒字であったため、指定管理料は 0 円となった。

(6) 看護学校運営費補助事業

平成 18 年の診療報酬改定により、新たな看護師の配置基準が設けられ、地域医療を担う中小病院では看護師不足の問題が生じていたことから、平成 20 年度から看護学生の経済的負担の軽減と、看護教育の充実を図り、看護師及び准看護師の養成を行うため、佐賀市医師会立看護専門学校に対し運営費の一部を助成している。

この補助事業は、佐賀中部保健医療圏の 4 市 1 町（佐賀市・多久市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町）で取り組み、補助金に関する事務を佐賀市で行っている。

① 補助金額

年 度	補助金額	うち佐賀市負担額	算 定 基 礎 (1,000 円未満切捨て)
25 年度	7,296,000 円	5,183,538 円	29,185,000 円（平成 23 年度佐賀県看護師等養成所運営費補助金）×1/4

② 佐賀市医師会立看護専門学校生徒数（平成 26 年 3 月末現在）（単位：人）

課 程	生徒定員				生徒数			
	1 年	2 年	3 年	計	1 年	2 年	3 年	計
看護専門課程（看護科）	95	95	95	285	89	93	78	260
看護高等課程（准看護科）	100	100		200	96	98		194
合 計	195	195	95	485	185	191	78	454

③ 卒業生の進路状況（単位：人）

区 分		平成 25 年度		
		専門課程	高等課程	計
就職	佐 賀 市	42	53	95
	多 久 市	5	1	6
	小 城 市	9	11	20
	神 埼 市	0	8	8
	吉 野 ヶ 里 町	0	0	0
	そ の 他 県 内	12	7	19
	県 外	4	2	6
	小 計	72	82	154
進 学		0	9	9
その他（未就職等）		6	7	13
合 計		78	98	176

2 佐賀市健康づくり計画「いきいきさがし21」 2-4

本計画は、市政の基本方針を定めた「第一次佐賀市総合計画」に基づき、総合計画の施策のひとつである「健康づくりの支援」を推進するための計画として、「佐賀県健康プラン」、「健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動）」の基本的方向性を踏まえ、市民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの計画として策定したものである。

(1) 策定の目的

本市に住むすべての人々が健康でいきいきと生活できる社会をめざし、市民の健康状況や課題を踏まえ、生活習慣病の予防、壮年期死亡（早世）の減少、健康寿命（認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間）の延伸、生活の質の向上を図ることを目的としている。

(2) 基本理念

すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現

(3) 基本方針

- ① 一次予防の重視
- ② 二次予防の推進
- ③ 健康づくりを支援するための環境整備

(4) 計画の期間

2007年度（平成19年度）を初年度とし、2014年度（平成26年度）を目標年度とする8年間の計画である。計画期間の中間年度にあたる平成22年度に社会情勢の推移等をふまえて中間評価を行い、目標の再設定や取組み方法の再検討を行った。また、平成26年度をもって終了する現計画を引き継ぐ第二次計画策定に向け、平成25年度に最終評価を行なった。

(5) 事業目標及び施策

- | | | |
|-----------|---------------------------------------|--|
| ① 栄養・食生活 | 基本目標 健康的な食生活で元気に過ごそう | <ul style="list-style-type: none">・ 食育推進のための知識の普及・啓発・ 食育推進のための食環境の整備 |
| ② 身体活動・運動 | 基本目標 運動の大切さを知り、自分に合った運動を楽しもう | <ul style="list-style-type: none">・ 生活習慣病を予防する身体活動・運動の普及・啓発・ いきいき楽しく運動・スポーツができるための人づくり・ 運動・スポーツを楽しく実践、継続するための環境づくり |
| ③ こころの健康 | 基本目標 ふれあいと安らぎでこころと身体をリフレッシュしよう | <ul style="list-style-type: none">・ 睡眠や休養についての知識の普及・啓発・ こころの健康相談体制の充実 |
| ④ たばこ | 基本目標 煙のないさわやかな空間を広げよう | <ul style="list-style-type: none">・ 喫煙の健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及・啓発・ 受動喫煙防止対策の推進・ 禁煙支援対策の推進 |
| ⑤ アルコール | 基本目標 アルコールと上手につきあおう | |

- ・ 飲酒と健康に関する正しい知識の普及・啓発
- ⑥ 歯の健康 **基本目標** きちんと手入れし、おいしく噛める歯でいよう
- ・ 歯の健康に関する正しい知識の普及・啓発
 - ・ 歯科健(検) 診の充実
 - ・ 歯周疾患予防対策の推進
 - ・ むし歯予防対策の推進
- ⑦ 健康管理 **基本目標** 自分の健康は自分で維持・向上させよう
- ・ 自己管理対策の充実
 - ・ 生活習慣病に関する知識の普及・啓発
 - ・ 健(検) 診後の生活習慣改善指導の充実
 - ・ 各種健康教育の充実

(6) 「いきいきさがし 21」評価指標の数値目標と達成状況

A：目標値に達した
 B：目標値に達していないが、改善傾向にある
 C：変わらない
 D：悪化している
 E：比較データがなく評価が困難

○ 栄養・食生活

評価指標			策定時 17 年度	中間評価時 21 年度	最終評価時 25 年度	評価
1	朝食をほとんど食べない 人の割合（週 3 回以下）	男性	21.0%	19.0%	23.8%	C
		女性	12.4%	13.2%	15.1%	C
		20 代男性	41.1%	21.4%	32.8%	C
		30 代男性	26.0%	37.9%	39.5%	D
2	緑黄色野菜を毎日食べる 人の割合	全体	34.4%	33.8%	26.0%	D
3	加糖飲料水を 1 日 1 本以上 飲む人の割合	20 代男性	42.5%	45.9%	31.1%	A
		30 代男性	43.0%	39.8%	35.5%	B
4	食生活改善推進員（ヘル スメイト）の人数	会員数	758 人	721 人	750 人	C

○ 身体活動・運動

評価指標			策定時 17 年度	中間評価時 21 年度	最終評価時 25 年度	評価
1	意識的に身体を動かす人の割合	男性 女性	58.8% 65.8%	58.8% 65.8%	65.9% 65.8%	B C
2	日常的に（週に1回以上）運動・スポーツをしている人の割合（「時々行っている」を含む）	全体	36.6% (18 年 4 月)	46.8% (21 年 4 月)	50.0% (25 年 4 月)	B

○ こころの健康

評価指標		策定時 17 年度	中間評価時 21 年度	最終評価時 25 年度	評価
1	かなりストレスを感じている人の割合	25.5%	24.2%	19.6%	B
2	ストレスを感じている人の割合（「ときどきある」を含む）	74.5%	75.4%	63.0%	B
3	睡眠による休養が取れていない人の割合（「あまりとれていない」を含む）	20.9%	20.5%	21.7%	C
4	自殺による死亡率（人口10万対）	29.2人 (16年)	20.2人 (20年)	14.9% (24年)	A

○ たばこ

評価指標			策定時 17 年度	中間評価時 21 年度	最終評価時 25 年度	評価
1	喫煙率（市民アンケート）	男性 女性 30～59 歳男性	39.4% 9.2% 44.6%	36.8% 10.4% 39.8%	29.5% 8.5% 37.1%	B C B
2	禁煙・完全分煙施設認証数	佐賀市	323 件	432 件	577 件 (25 年 5 月)	A
3	正しい知識を持っている人の割合	肺がん ぜんそく・気管 支炎 心臓病 脳卒中 胃潰瘍 妊娠への影響 歯周病	83.7% 77.7% 59.3% 59.3% 45.0% 85.1% 47.2%	83.7% 80.6% 62.5% 62.5% 45.2% 84.8% 52.2%	94.1% 92.4% 82.2% 84.5% 67.5% 93.1% 78.8%	B A A A B B B

○ アルコール

評価指標			策定時 17 年度	中間評価時 21 年度	最終評価時 25 年度	評価
1	1 日に 3 合以上飲酒する 人の割合	男性	8.3%	6.5%	7.8%	C
		女性	3.2%	1.6%	3.0%	C
2	毎日飲酒している人の 割合	男性	49.5%	51.0%	45.0%	A
		女性	19.0%	20.6%	19.6%	C

○ 歯の健康

評価指標			策定時 17 年度	中間評価時 21 年度	最終評価時 25 年度	評価
1	定期的な歯石除去や歯みがきの個人指導をうける人の割合（年1回以上）	全体	22.0%	27.2%	33.4%	A
2	1日の歯みがき回数が2回以上の人の割合	男性	56.1%	61.0%	59.8%	C
		女性	82.1%	83.1%	87.6%	B
3	3歳児の一人平均むし歯数	全体	1.87本	1.47本	1.00本 (24年度)	A
4	むし歯のない3歳児の割合	全体	59.1%	63.6%	71.9% (24年度)	A

○ 健康管理

評価指標			策定時 17 年度	中間評価時 21 年度	最終評価時 25 年度	評価
1	昨年1年間に特定健診を受診した人の割合（40歳以上）	男性	70.4%	76.2%	68.5%	E
		女性	59.4% (健康診断を受けた人の割合)	66.7% (健康診断を受けた人の割合)	64.6%	E
2	市の特定健診の受診率	全体	—	24.2%	24.4% (24年度)	C
3	市の健診におけるHbA1cが6.1（JDS）以上の人の割合	全体	—	10.2% (20年)	9.3% (24年度)	C
4	市の健診におけるメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	該当者	—	12.8%	15.4%	D
		予備群	—	13.5% (20年度)	12.8% (24年度)	C
5	何らかのがん検診を受診した人の割合（市全体）	胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診 子宮がん検診 乳がん検診	—	—	22.0% 14.3% 18.0% 19.6% 17.8%	E

評価指標			策定時 17 年度	中間評価時 21 年度	最終評価時 25 年度	評価
6	精密検査の受診率	胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診 子宮がん検診 乳がん検診	85.4% 79.6% 71.9% 73.0% 89.2%	86.4% 84.6% 72.9% 77.0% 87.1% (20年度)	85.4% 85.0% 72.8% 79.7% 87.0% (24年度)	C
7	かかりつけ医療機関を持つ人の割合	全体	72.9% (18年度)	77.1%	81.9%	A
8	毎日体重を測定する人の割合	全体	16.1%	16.7%	24.5%	B
9	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を知っている人の割合	全体	—	69.1%	78.8%	B
10	BMI25以上の人の割合	男性 女性 30代男性 40代男性	25.8% 15.6% 33.3% 33.3%	24.5% 14.2% 22.4% 33.4%	24.5% 11.8% 25.0% 24.2%	C B C A

3 保健予防 2-4

(1) 概要

高齢化の急速な進展に伴い疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病による死亡者数が増加し、その割合は死亡原因の約 6 割を占めています。また、医療費に占める割合も国民医療費の約 3 分の 1 となっており、生活習慣病の予防や重症化防止に重点を置いた取り組みが重要かつ喫緊の課題となっています。

そこで、本市においても生活習慣病の予防と壮年期死亡（早世）の減少をめざし、「一次予防の重視」として、栄養・運動等の生活習慣改善を支援するための情報発信や健康教室等の実施、また「二次予防の推進」として、各種健（検）診の実施及び生活習慣病の発症前の段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した保健指導の充実を図ることにより、疾病の早期発見・早期治療につなげていきます。

○ 主要死因別死亡者数・死亡割合（平成 24 年）

順 位	主 要 死 因	死亡者数 (人)	割 合 (%)
1	悪 性 新 生 物	754	30.2
2	心 疾 患	368	14.7
3	肺 炎	298	11.9
4	脳 血 管 疾 患	232	9.3
5	老 衰	91	3.6
6	不 慮 の 事 故	86	3.4
7	腎 不 全	37	1.5
8	大動脈瘤及び解離	36	1.4
9	自 殺	35	1.4
10	糖 尿 病	27	1.1
11	肝 疾 患	26	1.0
12	高 血 圧 性 疾 患	13	0.5
その他	そ の 他	492	19.7
	合 計	2,495	100.0

(2) 健康診査事業・結核予防事業の実施状況（平成 25 年度）

健(検)診 の 種 類	対象者	健(検)診内容	1人当たりの経費(税込) (自己負担額を含む) (円)	自己負担額
特 定 健 診	佐賀市国民健康 保険の加入者で 40～74歳の者	〔必須〕問診、身体計測、理学的 検査、血圧測定、尿検査、血液検査 〔選択〕心電図検査、貧血検査	(集団) 5,685	1,000円
			(個別) 6,825	
健康増進法に基づく 健康診査	40歳以上の者で 生活保護世帯に 属する者	〔必須〕問診、身体計測、理学的 検査、血圧測定、尿検査、血液検査 〔選択〕心電図検査、貧血検査	(集団) 5,685	無 料
			(個別) 6,825	
健(検)診 の 種 類	対象者	健(検)診内容	1人当たりの経費(税込) (自己負担額を含む) (円)	自己負担額
30代の健診	30～39歳の者	問診、身体計測、血圧、尿検査、 血液検査(10項目) 新規：B型C型肝炎検査 C型：C型肝炎検査 B型：B型肝炎検査	(集団) 30～39歳の新規 6,834	700円
			30～39歳のC型のみ 5,889	
			30～39歳のB型のみ 5,410	
			30～39歳の継続受診者 4,410	
肝炎ウィルス検査	特定健診、 後期高齢者健診 受診者	新規：B型C型肝炎検査 C型のみ：C型肝炎検査 B型のみ：B型肝炎検査	(集団) 40歳以上のB型C型肝炎検査実施 2,424	無 料
			40歳以上のC型のみ 1,479	
			40歳以上のB型のみ 1,000	
結 核 検 診	65歳以上の者	エックス線間接撮影 (100×100mm)	(集団) 撮影 660	無 料
肺 が ん 検 診	40歳以上の者	エックス線間接撮影 (100×100mm) ハイリスク者には、3日間 連続の喀たん検査	(集団) 読影(65歳以上) 525	無 料
			撮影+読影(40～65歳未満) 喀たん 2,100	
胃 が ん 検 診	40歳以上の者	エックス線間接撮影	(集団) 3,565	無 料
子 宮 が ん 検 診	20歳以上の女性	問診、細胞診、視診	(集団) 頸部 2,770	500円
			(個別) 頸部 5,972	1,300円
			頸部・体部 7,909	2,100円
			頸部細胞診検査 1,270	
HPV検査	子宮頸がん検診 を同時受診する 者で下記の者 ・30～49歳の者 ・女性特有のが ん検診無料クー ポン(子宮頸が ん検診)対象者	ウイルス検査	(集団) 3,780	1,000円
			(個別) 3,980	
乳 が ん 検 診	40歳以上の女性	問診、視触診、 マンモグラフィ検査 (40歳代は2方向、50歳以上 は1方向)	(集団) 視触診+1方向X線検査 4,200	500円
			視触診+2方向X線検査 6,090	
			(個別) 視触診 3,245	
			1方向X線検査 2,625	
大 腸 が ん 検 診	40歳以上の者	便潜血反応検査 (2日法)	(集団) 便潜血検査 1,596	無 料
			(個別) 問診、結果説明 3,333	
			便潜血検査 1,286	
歯 周 疾 患 検 診	30歳以上の者	歯科医師の診察及び 歯科衛生士のブラッシング 指導	歯科医師の診察(委託) 2,097	無 料
			ブラッシング指導(直営) 1,249	
前 立 腺 が ん 検 診	50～79歳の男性 * 特定健診又は 後期高齢者健診 との同時実施	問診、血液検査	(集団) 2,016	500円
			(個別) 2,982	
骨粗しょう症検診	40, 45, 50, 55, 60 , 65, 70歳の女性	問診、エックス線間接撮影	(集団) 1,890	500円
			(個別) 4,733	1400円

受診者数	積極的支援	動機付け支援	情報提供	再掲〔要精密者数〕
10,714人	346人	1,015人	9,353人	2,047人
74人	9人	10人	55人	6人

受診者数 (人)	要精密者数 (人)	要精密率 (%)	精密結果内訳 (人)				
362	39	10.8	要医療	要観察	異常なし		
			2	7	2		
1,278	48	3.8	4	11	2		
4,966	26	0.5	活動性	陳旧性	その他	異常なし	
			0	1	12	0	
9,346	116	1.2	肺がん	肺結核	その他	異常なし	
			2	2	58	37	
6,457	672	10.4	胃がん	胃潰瘍	その他	異常なし	
			16	63	398	100	
頸がん 10,153 体がん 125	374 6	7.1 4.8	子宮がん	異形成	その他	異常なし	
			10	256	11	70	
7,322	633	8.6	乳がん	乳腺症	その他	異常なし	
			15	139	151	235	
10,287	927	9.0	大腸がん	大腸ポリープ	その他	異常なし	
			21	308	135	174	
1,038	852	82.1					
2,810	213	7.5	前立腺がん	炎症	肥大	その他	異常なし
			26	10	14	65	25
1,310	254	19.4					

(3) 感染症の予防と防疫

○ 感染症の発生状況（佐賀中部保健所管内における感染症発生状況）（単位：人）

分類	感染症名	平成 24 年度		平成 23 年度		平成 22 年度		平成 21 年度	
		患者	無症状 病原体 保有者	患者	無症状 病原体 保有者	患者	無症状 病原体 保有者	患者	無症状 病原体 保有者
2 類 感染症	結核	66	8	43	12	64	5	51	8
3 類 感染症	細菌性赤痢					2			
	腸チフス					1			
	パラチフス	1						1	
	腸管出血性大腸菌感染症	18	6	7	3	12	4	10	5
4 類 感染症	A型肝炎			1		6			
	つつが虫病	2						2	
	ライム病					1			
	デング熱							1	
	マラリア							2	
	レジオネラ症	3		3		1			
5 類 感染症	アメーバ赤痢	2		1		1			
	ウイルス性肝炎 （E・Aを除く）			2		1			
	急性脳炎（ウエスト ナイル脳炎、日 本脳炎を除く）	1				4		1	
	クロイツフェルト・ヤコブ病	3				5		3	
	劇症型溶血性レン サ球菌感染症								
	後天性免疫不全症 候群		1	4	3			5	
	梅毒	4						3	
	破傷風					1			
	ジアルジア症					1			
	麻しん	1							
	総 数	101	15	61	18	100	9	79	13

4 少子化への対応 4-1

(1) ひとり親家庭への支援

① 児童扶養手当の支給

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、下記のいずれかの状態にある児童を扶養しているその父若しくは母又はその養育者に支給する。

ア 支給対象児童

- i 父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童
- ii 父又は母が死亡又は生死不明である児童
- iii 父又は母が一定以上の障がいの状態にある児童
- iv 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- v 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- vi 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- vii 母が婚姻によらないで生まれた児童

※ 児童とは ○ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
○ 20歳未満で一定以上の障がいの状態にある者

イ 支給期間及び支払期月

毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。

ウ 所得制限限度額

受給者本人や扶養義務者（受給者と同居している父母など）等の前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）の所得額が、下表の限度額以上である場合は、その年度（8月分から翌年7月分まで）の手当の支給が停止となる。

なお、受給者及び児童の受け取った養育費の8割が受給者の所得額に加算される。

扶養親族等の数	本 人		扶養義務者、配偶者、 孤児等の養育者
	全 部 支 給	一 部 支 給	
0 人	190 千円	1,920 千円	2,360 千円
1 人	570 千円	2,300 千円	2,740 千円
2 人	950 千円	2,680 千円	3,120 千円
3 人	1,330 千円	3,060 千円	3,500 千円
4 人	1,710 千円	3,440 千円	3,880 千円
5 人	2,090 千円	3,820 千円	4,260 千円

エ 手当額

手当額は、受給者の所得額及び対象児童数により決定する。

区 分	全 部 支 給	一 部 支 給
児童1人のとき	月額 41,020 円	月額 41,010 円～9,680 円 (受給者の所得額によって異なる。)
児童2人のとき	5,000 円加算	
児童3人目以降	児童が1人増すごとに3,000 円加算	

オ 児童扶養手当受給者数

(各年度 3 月 31 日現在)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受給者数 (全部・一部)	2,598 人	2,572 人	2,567 人
受給対象児童数	3,961 人	3,933 人	3,960 人
受給資格者数	2,784 人	2,742 人	2,736 人

※ 受給資格者数は全部支給停止者を含む人数

② ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭の生活の安定と健康の向上を図るため、入院・通院・調剤に要する医療費の自己負担分の一部を助成。

ア 対象者 (所得制限あり)

- i 母子家庭の母と児童
- ii 父子家庭の父と児童
- iii 父母のいない児童

※ 父又は母が重度の障害を有する場合も含む。

イ 助成対象

保険診療の医療費のうち、保険給付を受ける者が負担すべき額 (一部負担金等)。ただし、受給者が 1 か月に支払った一部負担金の合計額から 500 円を控除した額を助成。

ウ 所得制限

本人や扶養義務者の前年 (1 月から 8 月までの月分の審査については前々年) の所得が、下表の所得制限の限度額を超えた場合、助成対象者にならない。

○ 所得制限の限度額 (単位：千円)

扶 養 親 族 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
本 人	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820
配偶者・扶養義務者	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260

エ 助成実績

(単位：件・千円)

区 分		平成 25 年度	
		件 数	助成額 ※
母 子	母	30,959	81,656
	児 童	26,050	44,422
父 子	父	1,351	4,284
	児 童	1,434	3,206
合 計		59,794	133,568

※ 表中の数値は、原則として表示単位の一つ下の位を四捨五入している。したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

※ ひとり親家庭等医療費助成の一人暮らし寡婦に関する条例改正 (平成 21 年 10 月施行)

- ・ 一人暮らし寡婦の新規申請を平成 21 年 10 月 1 日から廃止。

(2) 子育て家庭への経済的支援

① 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前の児童を養育している者に支給する。

ア 支給要件 中学校修了前の児童を養育していること

イ 手当月額

3歳未満 一律 15,000 円

3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 10,000 円、第3子以降 15,000 円

中学校修了前 一律 10,000 円

ウ 支給時期 6月、10月、2月に前月分までを支給

エ 所得の制限

受給資格者の前年の所得が、下表の限度額以上の場合は特例給付として児童1人につき月額 5,000 円支給となる。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0 人	6,220 千円
1 人	6,600 千円
2 人	6,980 千円
3 人	7,360 千円
4 人	7,740 千円
5 人	8,120 千円

※ 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円を加算した額となる。

オ 支給対象児童数 (平成26年3月31日現在)

区 分	平成25年度
1人目の児童数	14,424 人
2人目の児童数	10,709 人
3人目以降の児童数	4,358 人
合 計	29,491 人

② 子どもの医療費の助成

子どもの健全な育成を図るため、医療費の自己負担分を助成する。

ア 助成対象者

中学生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子ども

イ 助成対象医療

保険診療による一部負担金を助成

i 0歳以上就学前

全診療科目(入院、通院、調剤)〔通院は1医療機関ごと1月あたり個人負担上限500円を2回まで。入院は1医療機関ごと1月あたり個人負担上限1,000円。ただし、

調剤は一部負担金を全額助成。]

ii 小学生及び中学生

全診療科目（入院）〔1 医療機関ごと 1 月あたり個人負担上限 1,000 円。〕

※ 平成 24 年 4 月受診分から、入院診療の助成を中学生までに拡大

※ 平成 24 年 4 月受診分から、現物給付の対象を小学校就学前までに拡大

ウ 助成件数・助成額 (単位：件・千円)

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度	
	件 数	助成額	件 数	助成額
3 歳未満	141,890	254,844	139,802	244,357
3 歳以上就学前	131,715	156,872	136,899	163,917
小学生	342	15,198	216	10,278
中学生	88	3,972	101	4,808
合 計	274,035	430,886	277,018	423,361

※ 表中の数字は、原則として表示単位の一つ下の位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。

※ 助成額については、高額療養費を含まない額とする。

5 母子保健計画「すこやか親子計画」の策定 2-4

本計画は、市政の基本方針を定めた「第1次佐賀市総合計画」に基づき、少子・高齢化が進展する本市において安心して、妊娠・出産・育児ができるとともに、親と子の心とからだの健康づくりを目的として、個人を社会全体で支える環境づくりを行うための個別の基本計画として策定した。

(1) 計画策定の趣旨

近年、少子化、核家族化は一層進行し、育児に悩む親、育児不安を抱えて孤立する親が増加しており、児童虐待も社会問題として大きくなっている。また、思春期における性行動の活発化や低年齢化、喫煙、飲酒などが問題視されている。これらのことから、現在、母子保健事業は、疾病対策にとどまらず、育児不安の軽減、親と子の心とからだの健康づくり、事故予防など多岐にわたる課題に対応することが求められている。

こうした状況の中、本市においては、親子を取り巻く環境に応じ、新たな課題に対応するため、2006年度(平成18年度)に2014年度(平成26年度)を目標年度とした「佐賀市母子保健計画(すこやか親子計画)」を策定し、「すべての子どもが健やかに生まれ育つ社会の実現」を目指して各種の施策を推進してきた。

中間年度となる2010年度(平成22年度)には、中間評価と各分野の見直しを行い、2013年度(平成25年度)に、現計画の最終評価を行った。

(2) 計画の基本理念

子どもがすこやかに成長していくためには、親と子が十分なふれあいにより愛情に満ちた信頼関係で結ばれ、良好な人間関係を築くことが重要である。また親も妊娠、出産、育児を通して人間として成長し、人生をより豊かなものにすることができると考えられる。さらに母子保健は生涯を通じた健康づくりの出発点であるといえることから、この計画の基本理念を「**親と子がともに成長し、すこやかで心豊かな人生を送ることができる地域づくり**」とする。

(3) 基本目標及び施策

基本目標	施策
○健康な子どもを育てるための環境づくり	(1) 子どもの食育の推進(重点施策1)
	(2) 歯科保健の充実(重点施策2)
	(3) 健康診査の充実
	(4) 疾病予防及び事故防止対策の推進
	(5) 救急医療の確保
○楽しく子育てができる環境づくり	(1) 親子のふれあいと仲間づくりの推進(重点施策3)
	(2) 児童虐待への対応
	(3) 子育てに関する相談体制の充実(重点施策4)
	(4) 地域における子育て支援事業の充実

基本目標	施策
○思春期の子どもたちの心とからだのすこやかな成長のための支援	(1) 思春期保健教室・相談体制の充実（重点施策 5）
○安心して妊娠・出産ができるための支援	(1) 妊娠・出産に対する支援 (2) 不妊への支援

(4) 重点施策

① 重点施策 1：子どもの食育の推進

食生活の出発点としての乳幼児期に重点を置き、健診や教室などの場の活用を含め、食に対する意識が低い人にも食の大切さを気づいてもらうような働きかけを行うとともに、一人ひとりの悩みに対応するため、個別相談を実施する。

② 重点施策 2：歯科保健の充実

集団、個別による教育、相談の実施によって歯の大切さについての意識を高め、正しいブラッシングや食生活の指導を行うとともに、健診及び歯質を強化するためのフッ化物応用を実施する。特に、歯が生え始める時期やむし歯が増える 1 歳 6 か月から 3 歳までの間の対策を重点として取り組むこととする。また、妊娠期から歯の健康に対する意識の啓発を行う。

③ 重点施策 3：親子のふれあいと仲間づくりの推進

乳幼児期の親子のふれあいの大切さを知ってもらい、親子がふれあう時間を持つことができるよう意識啓発や、きっかけづくりを行うとともに、父親の育児参加への働きかけを行う。また、親同士の仲間づくりを推進するため、子どもを持つ親が集まる場の提供、教室の開催などによる支援を行う。「母子健康手帳を 20 歳の記念に親から子どもにプレゼントする」運動を推進する。

④ 重点施策 4：子育て等に関する相談体制の充実

育児不安や悩みに早期に対応し、軽減できるように、育児不安が強い新生児期から保育所（園）、幼稚園までの児を対象に専門家による相談事業を行い、支援する。

⑤ 重点施策 5：思春期保健教室・相談体制の充実

これまで学校で実施されてきた思春期保健対策に対し、関係機関と連携をとりながら喫煙、飲酒、薬物、性の問題について取り組んでいく。また、思春期の子どもに、健全な母性・父性の育成や命の大切さを普及するために、学校や地域の子育てサークルなどと連携を図り、乳幼児のふれあい体験学習をとおして啓発を図る。

(5) 「すこやか親子計画」評価指標の数値目標と現状

重点施策	評価指標	目標 平成 26 年度	最終評価 平成 24 年度	総合評価
①子どもの食育の推進	栄養のバランスを考えている親の割合 (1 歳 6 か月児健康診査時)	96.0%	95.6%	目標に達していないが改善した ($P<0.05$)

重点施策	評価指標	目標 平成 26 年度	最終評価 平成 24 年度	総合評価
①子どもの食育の推進	栄養のバランスを考えている親の割合 (3 歳児健康診査時)	96.0%以上の維持	97.2%	目標を達成した ($P<0.05$)
	朝食を毎日食べる子どもの割合 (3 歳児)	95.0%以上の維持	97.0%	目標を達成した ($P<0.05$)
②歯科保健の充実	むし歯のない子どもの割合 (3 歳児)	65.0%	71.9%	目標を達成した ($P<0.05$)
	一人平均むし歯数 (3 歳児)	1.00 本	1.00 本	目標を達成した ($P<0.05$)
③親子のふれあいと仲間づくりの推進	育児について、他の親と話す機会がある人の割合 (1 歳 6 か月児の親)	90.0%	89.2%	目標に達していないが改善した ($P<0.05$)
	子育てを楽しんでいる人の割合 (1 歳 6 か月児の親)	97.0%	96.9%	目標に達していないが改善した ($P<0.05$)
	子育てを楽しんでいる人の割合 (3 歳児の親)	95.0%	95.3%	目標を達成した ($P<0.05$)
④子育て等に関する相談体制の充実	育児に不安や悩みがある人の割合 (1 歳 6 か月児の親)	15.0%	17.7%	変わらない
	育児に不安や悩みがある人の割合 (3 歳児の親)	13.0%	15.8%	変わらない
⑤思春期保健教室・相談体制の充実	喫煙防止教育を行う小学校(市立)	36 校/36 校	36 校/36 校	目標を達成した
	飲酒防止教育を行う中学校(市立)	18 校/18 校	18 校/18 校	目標を達成した
	乳幼児とのふれあい体験を行う中学校(市立)	18 校/18 校	18 校/18 校	目標を達成した

6 母子保健 2-4

(1) 妊婦健康診査及びB型肝炎母子感染防止対策

母子保健の向上を図るためには、妊産婦に対する健康管理の充実が重要である。安全な分娩と健康な子どもの出生のために、妊婦が定期的に健康診査を受けることで、異常を早期に発見し、適切な対応をすることが必要である。また妊婦がB型肝炎ウイルスを有する場合には、母子感染への対策を講じる。このことから、妊婦届をした全妊婦に対して健康診査を実施し、母子保健向上の充実強化を図る。

○ 受診状況（平成 25 年度）

	交付数 (枚)	延受診者 (人)	受診率 (%)	1枚あたりの 補助単価
うぐいす(10枚交付) 【基本項目】	21,810	16,472	75.5	5,000 円
ピンク(2枚交付) 【基本項目・超音波】	4,415	3,870	87.7	11,400 円
オレンジ(1枚交付) 【基本項目・血液検査】	2,083	2,070	99.4	15,550 円
クリーム(1枚交付) 【基本項目・GBS・クラミジア】	2,211	1,992	90.1	10,020 円
償還払い		505		
合計	30,519	24,909	(平均) 81.6	

(2) 妊産婦・乳幼児訪問指導

妊産婦や乳児の健康状態、生活環境、疾病予防、発育、栄養等必要な事項について家庭訪問のうえ適切な指導を行うことで、不安を解消し、安心して出産、育児に臨むことができるよう支援する。

○ 実施状況（平成 25 年度）

妊 婦		産 婦		新生児 ※1		未熟児		乳 児 ※2		幼 児		その他		総 計	
実 ※3	延 ※4	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
76	89	3,300	3,479	34	47	117	153	3,209	3,404	253	649	105	146	7,094	7,967

※1 未熟児除く、※2 新生児・未熟児のぞく、※3 実人員、※4 延人員

(3) 乳児一般健康診査

身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことにより異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行い、もって乳児の保健管理の向上を図る。

乳児一般健康診査票は1人4枚交付する。

○ 受診状況（平成 25 年度）

対象者 (人)	延べ 交付数	受診者数				延べ受 診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果 (人)				
		1 回 目	2 回 目	3 回 目	4 回 目			正 常	要指導	要観察	要精密	要治療
2,080	8,320	2,083	1,994	1,830	1,478	7,385	88.8	6,372	653	153	207	

(4) 乳幼児健康相談

対象者	従 事 者	方 法 また は 内 容
乳幼児	保 健 師 看 護 師 栄 養 士 歯 科 衛 生 士 事 務 助 産 師	○乳幼児を持つ親の悩み、不安等の相談に個別に応じている。また、母親同士の交流・情報交換の場となっている。 ○日程：年間 46 回（平成 25 年度実績） ○内容：身体計測、発育チェック、個別相談（育児相談・栄養相談・母乳保育相談・歯科保健相談）

○ 実績（平成 25 年度）

(人)

育児に関すること		栄養に関すること		歯科に関すること		合 計		身体計測のみ実施者	
実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
338	579	282	528	219	305	795	1,465	123	279

(5) 子育て専門相談室

対象者	従 事 者	方 法 また は 内 容
乳幼児	臨 床 心 理 士 保 健 師	○乳幼児健康相談、乳幼児健診、電話相談、訪問等の結果、ことばの遅れやしつけ等に関して経過観察や事後指導が必要な児について臨床心理士による個別指導を行う。

○ 実績（平成 25 年度） (人)

乳 幼 児	
実 人 数	延 人 数
69	94

(6) すくすく子育て相談会

対象者	従 事 者	方 法 また は 内 容
乳幼児	相 談 員 (NPO 法人それいゆ) 保 健 師	○乳幼児健康相談、乳幼児健診、電話相談、訪問等の結果、行動面や育児に関して不安等がある保護者および児について相談員と保健師が個別の相談を行う。

○ 実績（平成 25 年度）（人）

乳 幼 児	
実 人 数	延 人 数
64	80

(7) 前向き子育て支援

対象者	従 事 者	方 法 ま た は 内 容
2 歳以上の 幼児の 保 護 者	保 健 師 託 児	○育児に困難さを抱える保護者を対象とする。 ○10 人程度の小グループで具体的な育児技術を学ぶ。 ○1 クール 7 回（うち 3 回は電話セッション）の教室を 3 クール実施した。

○ 実績（平成 25 年度）（人）

乳 幼 児	
実 人 数	延 人 数
31	136

(8) 母子保健推進員（子育て応援隊）活動

市においても全国同様に少子化、核家族化が進行し、育児に悩む親・育児不安を抱えて孤立する親が増加している。

市では子育て支援事業の一環として、母子保健推進員を「子育て応援隊」と名付け、母子保健に関心のある市民を公募して養成し、家庭訪問活動を委嘱している。

母子保健推進員の活動の充実により、子育て中の親子の孤立化が防止され、育児不安の早期解決、育児負担感の軽減を図ることを目的とする。

平成 21 年度から取り組んでいる全戸訪問事業の重要な担い手となっている。

＜活動内容＞

- ① 乳児訪問による問題の早期把握及び母子保健事業の案内やおしえてマップによる情報提供
- ② 地域での子育てサークル、子育てサロン等への支援、協力等の自主活動
- ③ マタニティコンサート開催
- ④ 育児講演会開催
- ⑤ 子育て応援隊だより作成

○ 活動実績（平成 25 年度）

推進員数	訪問（日数）		報告会 （件）	研修会 （件）	自主 活動 （件）	その他の 協力活動 （件）	合計
	乳 児 （延）	妊婦・幼児 （延）					
111	1,840	519	397	273	322	370	3,721

(9) ぴよぴよルーム（絵本と離乳食の教室）

絵本を介して、母親と子どもの愛着形成を促し、父親も絵本をきっかけに育児参加を行うことで、親と子が楽しくふれあうことの大切さを伝え、親と子のふれあう時間が増え、親子のきずなが深まることを目的に実施している。また、離乳食準備についての指導も同時に行い、健康な子どもを育てる基礎づくりを目指している。（平成 14 年度より「ブックスタート」として開始。平成 23 年度より「ぴよぴよルーム」として実施）

○ 事業内容

対 象	従 事 者	方 法 また は 内 容
4 か月児とその親、家族（祖父、母、兄弟）	保 健 師 栄 養 士 母子保健推進員 講 師 託 児	○日程：年間 28 回 ○会場：ほほえみ館、川副保健センター、 大和健康管理センター ○内容：離乳食準備のお話、赤ちゃんと絵本のお話、 個別相談・自由交流

○ 実績（平成 25 年度）

対象者 (人)	参加者 (人)	参加率 (%)	親子の触れ合いの重要性が 理解できた人の割合 (%)	乳幼児期の食生活の重要性が 理解できた人の割合 (%)
2,052	586	28.6	99.7	98.1

(10) 1 歳 6 か月児健康診査

幼児初期の身体発育及び精神発達面を把握する上で、歩行や言語発達等のはじまる 1 歳 6 か月の時点において健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚、精神発達の遅滞など障がいを持った幼児を早期に発見し、心身障害の進行を防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯予防、幼児の栄養、その他の育児に関する適切な指導を行い、保護者の育児負担の軽減と幼児の健康の保持増進を図ることを目的として、1 歳 6 か月児を対象に一般健康診査と歯科健康診査を実施している。

また、希望者にフッ化物塗布を平成 15 年 6 月から開始した。

○ 一般健康診査（平成 25 年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果						
			異常なし (人) (%)		要指導 (人)	要観察 (人)	要精密 (人)	要治療 (人)	管理中 (人)
2, 138	2, 009	94. 0	557	27. 7	579	388	67	418	

○ 歯科健康診査（平成 25 年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果					
			むし歯のない者		むし歯のある者		むし歯の 総数	1 人あたりの むし歯数
			(人)	(%)	(人)	(%)	(本)	(本)
2,138	2,009	94.0	1,947	96.9	62	3.1	150	0.07

(11) 3歳児健康診査

身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に内科、歯科、視力、聴力等の総合的な健康診査を行い、疾病の早期発見のみならず、児童の健全育成、保護者への育児支援を図る。

○ 一般健康診査（平成25年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果						
			異常なし		要指導	要観察	要精密	要治療	管理中
			(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
2,112	1,992	94.3	474	23.8	439	380	136	563	

○ 歯科健康診査（平成25年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果					
			むし歯のない者		むし歯のある者		むし歯の 総数 (本)	1人あたりの むし歯数 (本)
			(人)	(%)	(人)	(%)		
2,112	1,990	94.2	1,467	73.7	523	26.3	1,915	0.96

(12) フッ化物応用むし歯予防事業

平成15年6月より、1歳6か月児健康診査時に希望者にフッ化物塗布を行い、更に平成17年4月からは乳児歯科保健教室(歯やか歯やか教室)を実施している。また、歯質強化に極めて有効なフッ化物を応用し、歯科保健水準の向上を目指している。

① フッ化物洗口事業（平成25年度）

対象者：4歳児、5歳児クラスの幼児で保護者が希望する者

実施園数	対 象 園 児 数 (人)			実 施 者 数 (人)			希望率 (%)
	4歳児	5歳児	総園児数	4歳児	5歳児	総実施者数	
52	1,120	1,135	2,255	1,093	1,111	2,204	97.7

② フッ化物塗布事業（平成15年6月より開始）

ア 対象者

- i 乳児（11か月児）歯科保健教室の対象児（保護者が希望する者）（平成17年4月～）
- ii 1歳6か月児健康診査の対象児（保護者が希望する者）（平成15年6月～）
- iii 3歳児健康診査の対象児（保護者が希望する者）（平成18年4月～）

イ 実績

○ 乳児歯科保健教室（平成25年度）

健 診 受 診 者	638 人
フッ化物塗布者	627 人
塗 布 率	98.3%

○ 1歳6か月児健康診査（平成25年度）

健 診 受 診 者	2,009 人
フッ化物塗布者	1,872 人
塗 布 率	93.1%

○ 3歳児健康診査（平成25年度）

健 診 受 診 者	1,990 人
フッ化物塗布者	1,729 人
塗 布 率	86.9%

※ 継続的なフッ化物塗布を推進するため、歯科医師会の協力のもと、1歳6か月児健診受診者、乳児歯科保健教室参加者を対象に、受診より6か月以内に、フッ化物塗布を1回のみ500円で、協力歯科医院で実施

(13) 不妊治療費助成事業

不妊治療費は高額であるため平成19年度から治療費の一部を助成することにより、子供を望む夫婦の経済的負担を軽減している。

① 事業内容

- ア 対象者 佐賀市に1年以上住民登録している戸籍上の夫婦
- イ 対象の治療 人工授精・体外受精・顕微授精（健康保険の対象とならない分）
- ウ 所得制限 前年の夫婦の合計所得額で730万円未満
- エ 助成金額 治療費から佐賀県の助成金又は助成金相当額を差し引いた額の7割で1年間（4月から3月まで）10万円まで
- オ 助成期間 通算5年度まで

② 実績（平成25年度）

助 成 件 数	231 件
助 成 額	15,924,373 円
妊 娠 率	31.2%

(14) 養育医療給付事業

養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療費の給付を行う。（平成25年4月開始）

① 実績（平成25年度）

給 付 人 員
47 人

② 出生時の体重の状況

出生時の 体 重	1,000g以下	1,001g以上 1,500g以下	1,501g以上 1,800g以下	1,801g以上 2,000g以下	2,001g以上 2,300g以下	2,301g以上 2,500g以下	2,501g以上	計
給付決定 実 人 員	7 人	8 人	10 人	19 人	1 人	0 人	2 人	47 人

7 予防接種事業 2-4

(1) 予防接種事業の概要（平成 25 年度）

法	種 別	対象者	対象 者数 (人)	接種 者数 (人)	接種 率 (%)	実施 時期	委託先	接種 方法	医師委託料 (接種1回当り)	自 己 負担額
予防 接種 法	B C G	生後 1 歳に至る まで	2,044	1,801	88.1	通 年	県医師会 県国保連合会 (支払事務)	個 別	8,326 円	無料
	三種混合 ジフテリア 百日咳 破傷風	生後 3 か月から 7 歳 6 か月に至 るまで	8,200	2,395	29.2				3 歳未満 6,919 円 3 歳以上 5,554 円	
	二種混合 ジフテリア 破傷風	11 歳以上 13 歳 未満（標準接 種：小学 6 年 生）	2,365	1,323	55.9				5,334 円	
	麻しん	第 1 期：1 歳か ら 2 歳に至るま で	2,105	2,082 (2,082)	98.9				8,148 円 (11,529 円)	
		第 2 期：5 歳以 上 7 歳未満で小 学校就学前の 1 年間にある者	2,106	1,926 (1,926)	91.5				6,783 円 (10,164 円)	
		接種者数の（ ）は、麻しん風しん 混合接種者数							()は麻しん 風しん混合 接種委託料	
	風しん	第 1 期：1 歳か ら 2 歳に至るま で	2,105	2,083 (2,082)	99.0				8,148 円 (11,529 円)	
		第 2 期：5 歳以 上 7 歳未満で小 学校就学前の 1 年間にある者	2,106	1,926 (1,926)	91.5				6,783 円 (10,164 円)	
		接種者数の（ ）は、麻しん風しん 混合接種者数							()は麻しん 風しん混合 接種委託料	

法	種 別	対 象 者	対 象 者 数 (人)	接 種 者 数 (人)	接 種 率 (%)	実 施 時 期	委 託 先	接 種 方 法	医 師 委 託 料 (接種1回当り)	自 己 負 担 額
予 防 接 種 法	日本脳炎		6,570	7,946	120.9	通 年	県医師会 県国保連合会 (支払事務)		3 歳未満 8,589 円 3 歳以上 7,224 円	無料
		3 歳から 7 歳 6 か月に至るまで	※3 の対象者を含ん でいないため、対象 者が接種者数より少 ない							
		9 歳以上 13 歳 未満（標準接 種：小学 4 年 生） ※H17.5.30 勸奨の差し控え	2,212	1,274	57.6					
	インフル エンザ	65 歳以上又は 60 歳以上 65 歳 未満で特定の障 害を持つ者	57,356	31,922	55.7	10 月 ～ 12 月	県医師会 県国保連合会 (支払事務) その他医療機 関、養護老人 ホーム等	個 別	2,963 円 (生活保護 者は、自己 負担額が無 料のため 4,263 円)	1,300 円
	不活化ポ リオ	生後 3 か月から 7 歳 6 か月に至 るまで	17,028	3,683	21.6	通 年	県医師会 県国保連合会 (支払事務)		9,849 円	無料
	四種混合									
	ジフテリア 百日咳 破傷風 不活化ポ リオ H24.11.1 より導入	生後 3 か月から 7 歳 6 か月に至 るまで	16,050	6,465	40.3				3 歳未満 12,600 円 3 歳以上 11,235 円	
ヒブ (インフ ルエンザ 菌 b 型)	生後 2 か月以上 5 歳未満	12,161	2,263 (8,970)	18.6	8,852 円					
	接種者数の（ ）は、延接種者数									

法	種 別	対象者	対象 者数 (人)	接種 者数 (人)	接種 率 (%)	実施時期	委託先	接種 方法	医師委託料 (接種1回当り)	自 己 負担額
予防接種法	小児用肺炎球菌	生後 2 か月以上 5 歳未満	11,663	2,268 (8,485)	19.4	通 年	県医師会 県国保連合会 (支払事務)	個 別	11,267 円	無料
	H P V (子宮頸がん予防)	中学 2 年生の年齢にあたるもの	3,684	276 (539)	7.5				16,000 円	
		接種者数の () は、延接種者数								
	風しん、 麻しん風しん混合	妊娠を希望する 女性又は妊婦と 同一世帯者	—	444	—	7 月 5			16,000 円	

※1 周知の方法：「市報さが」や「健康カレンダー」、ホームページに予防接種の日程等を掲載し、周知徹底を図っている。

- ・ 二種混合については、学校に依頼し、予診票を配布する。
- ・ 麻しん及び風しん（2期、3期、4期）は、個別通知により予診票を送付する。
- ・ 乳幼児の予防接種については、生後1～2か月児に対して、個別郵送実施

※2 接種不可者の医師委託料については一律2,835円（生ポリオ除く）

※3 日本脳炎については、平成17年5月30日～平成22年3月31日までの積極的勧奨の差し控えによって、第1・2期の接種が行われていない可能性がある者（平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれで20歳未満にある者）に対して、特例措置の実施（平成23年5月20日施行）

※4 子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成24年度のみ、中学3年生、高校1年生に相当する年齢の女子で、平成23年7月25日から平成24年3月31日までに1回または2回目を接種した者も含む。平成23年7月より開始

8 佐賀市保健福祉会館 2－4

佐賀市では、市民の健康の増進及び福祉の向上に寄与することを目的として、佐賀市保健福祉会館（愛称：ほほえみ館）を設置している。

現在ほほえみ館内には、健康づくり課や人権・同和政策課を配置し、保健と福祉の拠点（情報の発信地）として、市民サービスの向上に努めている。

その他、館内には生涯学習施設を設けており、有料で貸し出している。

(1) 施設の概要

- | | |
|--------|----------------------------------|
| ① 所在地 | 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 36 号 (Tel 30-0100) |
| ② 建物構造 | 鉄筋コンクリート造 4 階建て |
| ③ 延床面積 | 5,642 m ² |
| ④ 総事業費 | 24 億 8,999 万 8 千円・・・地域福祉推進特別対策事業 |
| ⑤ 建設期間 | 平成 4 年度～平成 6 年度 |
| ⑥ 竣工 | 平成 6 年 10 月 |
| ⑦ 供用開始 | 平成 7 年 4 月 |

(2) 利用案内

- | | |
|---------|--|
| ① 開館時間 | 午前 9 時～午後 5 時 30 分（利用時間は午前 9 時～午後 5 時） |
| ② 休館日 | 年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日） |
| ③ 使用申込み | 使用日の 6 か月前の属する日の初日から受付 |

(3) 貸室の概要及び使用料

室 名	面 積	収 容 人 員	午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
① 教養講座室(和室)	125 m ²	70 人	2,160 円	3,240 円	5,400 円
② 健康料理講習室	125 m ²	50 人	2,160 円	3,240 円	5,400 円
③ 視聴覚室	204 m ²	100 人	3,240 円	4,320 円	7,560 円
④ 音楽演劇室	83 m ²	32 人	2,160 円	3,240 円	5,400 円
⑤ 趣味の講座室	104 m ²	32 人	2,160 円	3,240 円	5,400 円
⑥ 軽スポーツ室	270 m ²	150 人	3,240 円	4,320 円	7,560 円
			(個人利用) 1 回につき 210 円		

※ 使用料は平成 26 年 4 月改定後の金額

(4) 貸室の利用実績

利用区分	室名	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		利用 件数 (件)	利用 人員 (人)	利用 件数 (件)	利用 人員 (人)	利用 件数 (件)	利用 人員 (人)	利用 件数 (件)	利用 人員 (人)
一般貸出	① 教養講座室(和室)	106	3,313	95	3,300	124	3,314	157	2,970
	② 健康料理講習室	122	2,850	126	2,942	129	2,883	109	2,161
	③ 視聴覚室	97	7,750	100	8,220	97	7,083	107	8,085
	④ 音楽演劇室	222	4,917	239	5,128	213	4,344	231	4,554
	⑤ 趣味の講座室	281	6,148	235	5,287	226	5,302	216	5,310
	⑥ 軽スポーツ室	130	3,225	199	4,853	251	5,503	228	5,955
	小計	958	28,203	994	29,730	1,040	28,429	1,048	29,035
事業利用	① 教養講座室(和室)	16	72	16	65	31	88	30	94
	② 健康料理講習室	27	826	17	500	22	677	36	1,286
	③ 視聴覚室	0	0	0	0	0	0	0	0
	④ 音楽演劇室	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑤ 趣味の講座室	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑥ 軽スポーツ室	82	3,187	95	3,034	72	2,482	72	2,716
	小計	125	4,085	128	3,599	125	3,247	138	4,096
合計	① 教養講座室(和室)	122	3,385	111	3,365	155	3,402	187	3,064
	② 健康料理講習室	149	3,676	143	3,442	151	3,560	145	3,447
	③ 視聴覚室	97	7,750	100	8,220	97	7,083	107	8,085
	④ 音楽演劇室	222	4,917	239	5,128	213	4,344	231	4,554
	⑤ 趣味の講座室	281	6,148	235	5,287	226	5,302	216	5,310
	⑥ 軽スポーツ室	212	6,412	294	7,887	323	7,985	300	8,671
	合計	1,083	32,288	1,122	33,329	1,165	31,676	1,186	33,131

9 保健センター 2-4

佐賀市では、市民に密着した総合的な健康づくり対策を推進し、市民の健康増進を図ることを目的として、保健センターを設置し、各種健診や健康相談・健康教室を行っている。

(1) 保健センター施設概要

名 称	住 所	建設年	建物（延床）面積	構 造	備 考
諸 富 保 健 セ ン タ ー	諸富町大字諸富 津 7 番地	昭和 60 年	487.24 ㎡	鉄筋コンク リート 2 階 建	消毒検査室、薬品庫、 診察室、保健指導室 （機能訓練室）、集団 指導室、健康相談室、 栄養指導室、事務室
大和健康管理 セ ン タ ー	大和町大字尼寺 1871 番地 2	昭和 59 年	815.51 ㎡	鉄筋コンク リート 2 階 建	診察室、各種検査室、 機能回復訓練室、消毒 室、栄養指導室、試食 室（和室）、準備室、 会議室
富士保健運動 セ ン タ ー	富士町大字古湯 2685 番地 （富士支所内）	平成 21 年	193.29 ㎡	鉄筋コンク リート 3 階 建（2 階の 一部分）	健康増進室、保健相談 室、子育て支援室、男 女更衣室、シャワー室
三 瀬 保 健 セ ン タ ー	三瀬村藤原 3882 番地 6	平成 14 年	755.91 ㎡	木造平屋建	多目的ホール、流水浴 施設、会議室、調理実 習室、診察室、リラク ゼーションルーム、事 務室
川 副 保 健 セ ン タ ー	川副町大字鹿江 442 番地	昭和 60 年	761.31 ㎡	鉄筋コンク リート 2 階 建	集団指導室、診察室、 保健指導・健康相談 室、多目的室、会議 室、事務室
東 与 賀 保 健 セ ン タ ー	東与賀町大字下 古賀 1193 番地 （東与賀保健福 祉センター内）	平成 4 年	630.00 ㎡	鉄筋コンク リート 2 階 建（1 階部 分）	診察室、歯科検査室、 集団指導室、機能訓練 室、健康相談室、調理 実習室、消毒室、事務 室
久 保 田 保 健 セ ン タ ー	久保田町大字新 田 3323 番地	平成 12 年	740.30 ㎡	鉄骨平屋建	診察室、栄養指導室、 検尿室、多目的ホー ル、資料室、保健相談 室兼指導室、消毒室・ 薬品保管庫、事務室

(2) 保健センター利用人数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
諸 富 保 健 セ ン タ ー	3,872 人	3,784 人	4,146 人	5,056 人
大和健康管理センター	5,562 人	4,112 人	3,593 人	3,264 人
富士保健運動センター	983 人	922 人	1,031 人	1,124 人
三 瀬 保 健 セ ン タ ー	4,881 人	6,852 人	7,617 人	7,060 人
川 副 保 健 セ ン タ ー	5,352 人	4,261 人	4,207 人	4,272 人
東与賀保健センター	5,904 人	8,603 人	10,782 人	8,924 人
久保田保健センター	7,332 人	5,943 人	5,383 人	5,383 人
計	33,886 人	34,477 人	36,759 人	35,083 人

10 佐賀勤労者総合福祉センター 2-4

佐賀勤労者総合福祉センター（愛称：メートプラザ佐賀）は、勤労者に教養・文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供し、勤労者福祉の充実と勤労意欲の向上を図るため、平成 2 年 12 月、当時の雇用促進事業団により建設された施設である。

その後、平成 15 年 7 月 31 日に佐賀市に譲渡され、以降は市民の健康増進及び福祉向上を目的に利用されている。

また、平成 18 年 4 月からは「指定管理者制度」を導入しており、現在まで㈱マベックを指定管理者に指定し、施設の管理を行っている。

(1) 施設の概要

- ① 所在地 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 40 号 (Tel 33-0003)
- ② 敷地面積 4,500 m²
- ③ 建物構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
- ④ 建物総面積 2,203.606 m²
- ⑤ 建設費総額 7 億 9,500 万円
- ⑥ 竣工 平成 2 年 12 月 25 日

(2) 利用案内

- ① 開館時間 午前 9 時～午後 9 時
 - ② 休館日 年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）
 - ③ 使用申込み 使用日の 6 か月前の日の属する月の初日から受付
- ※ 多目的ホールでの体育利用は、使用日の 1 か月前からの受付

(3) 貸室の概要及び使用料

室 名	面積	収容 人員	利用形態	午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
①教養文化室	93 m ²	48 人		1,250 円	1,720 円	1,720 円
②視聴覚室	96 m ²	48 人		1,250 円	1,720 円	1,720 円
③研修室	79 m ²	48 人		1,250 円	1,720 円	1,720 円
④大会議室	98 m ²	72 人		1,720 円	2,530 円	2,530 円
⑤小会議室	43 m ²	12 人		790 円	1,250 円	1,250 円
⑥多目的ホール	493 m ²	406 人	ホール利用	4,610 円	6,340 円	6,340 円
			体育利用	1,250 円	1,720 円	1,720 円
⑦多目的室	80 m ²	48 人		1,250 円	1,720 円	1,720 円

※ 平成 23 年度末にトレーニング室を改修し、平成 24 年度から多目的室となっている。
使用料は平成 26 年 4 月改定後の金額

(4) 貸室の利用実績

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)	件数 (件)	人員 (人)
①教養文化室	586	11,425	586	12,087	583	12,369	565	11,604	614	11,935
②視聴覚室	689	18,301	710	18,605	770	20,094	711	20,116	724	19,166
③研修室	717	17,053	765	18,514	778	19,334	709	18,738	752	18,670
④大会議室	665	31,373	677	30,885	660	29,429	640	32,287	655	30,413
⑤小会議室	717	6,735	767	7,524	750	7,148	779	7,922	770	7,585
⑥多目的ホール	666	91,621	671	98,294	691	97,761	703	103,567	673	100,865
⑦トレーニング室	1,449	1,449	1,379	1,379	1,326	1,326	—	—	—	—
⑧多目的室	—	—	—	—	—	—	697	17,338	767	17,897
計	5,489	177,957	5,555	187,288	5,558	187,461	4,804	211,572	4,955	206,531

1 1 高齢者の福祉

(1) 高齢者人口の推移 2-2

高齢者人口は平均寿命の伸長、死亡率の低下等により年次を追って増加している。

年 度	人口総数 (人)	高齢者人口区分 (65 歳以上) (人)					総数に対 する比率 (%)
		65 歳～ 69 歳	70 歳～ 74 歳	75 歳～ 79 歳	80 歳 以上	計	
平成 20 年度	236,057	13,833	12,282	11,418	15,888	53,421	22.63
平成 21 年度	235,692	13,787	12,152	11,523	16,658	54,120	22.96
平成 22 年度	234,926	13,014	12,233	11,565	17,259	54,071	23.02
平成 23 年度	234,730	12,924	12,673	11,423	17,957	54,977	23.42
平成 24 年度	236,004	13,796	12,737	11,316	18,608	56,457	23.92
平成 25 年度	235,469	14,851	13,036	11,135	19,045	58,067	24.66

(住民基本台帳人口：各年度 3 月末現在)

(2) 高齢者の実態 2-2 (平成 24 年度 7 月 1 日現在) ※佐賀市高齢者実態調査による

① 65 歳以上人口の内訳

佐賀市の人口
235,505 人

うち 65 歳以上	社会福祉施設・老健 施設入所者数 (市外の施設も含む)	病院入院者数	在宅高齢者	そ の 他
55,225 人	3,456 人	1,572 人	49,638 人	559 人

② 在宅高齢者の状況

ア 世帯構成別

世 帯 構 成	該 当 者 数
ひとり暮らし	7,567 人
高齢者のみ世帯人員	14,986 人
家族と同居	27,085 人
計	49,638 人

イ 身体状況別

区 分	該 当 者 数
元気	41,891 人
虚弱	5,995 人
介護が必要	1,705 人
その他	47 人
計	49,638 人

(3) 老人クラブ 2-2

① 老人クラブ数及び会員数

(年度 3 月末現在)

年 度	60 歳以上人口 (A)	老人クラブ数	会員数 (B)	加入率 (B/A)
平成 25 年度	75,621 人	314	14,943 人	19.8%

② 校区别老人クラブ結成状況

(平成 26 年 3 月末現在)

校 区 名	クラブ数	会員数 (人)	校 区 名	クラブ数	会員数 (人)
勸 興	6	348	蓮 池	4	219
循 誘	7	344	新 栄	6	291
赤 松	4	148	若 楠	7	355
神 野	8	460	開 成	3	198
西 与 賀	11	595	諸 富	25	1,703
嘉 瀬	17	675	大 和	28	1,224
巨 勢	6	325	富 士	18	917
兵 庫	11	562	三 瀬	7	375
高 木 瀬	7	391	中 川 副	13	504
北 川 副	12	442	大 詫 間	5	367
本 庄	10	386	南 川 副	14	572
鍋 島	16	552	西 川 副	15	677
金 立	7	396	東 与 賀	17	741
久 保 泉	6	319	久 保 田	24	857

(4) 老人福祉センター・老人いこいの家 2-2

本市に老人福祉センター・老人いこいの家を設置し、老人の健康増進、各種相談、教養の向上、レクリエーション等の場として利用されている。

区 分	老人福祉法第 15 条 5 項に基づく老人福祉センター				
名 称	設 置 者	設置年月日	敷 地 面 積	収 容 人 員	平成 25 年度 利用状況
所 在 地 (電話番号)	管理運営	構 造	建 物 延面積		1 日 平 均 利 用 数
佐賀市巨勢老人福祉センター	佐 賀 市	昭和 43 年 5 月 10 日 平成 12 年 12 月改築	3,791 m ²	250 人	人 27,599
佐賀市巨勢町大字高尾 83 番 地 7 (TEL 24-5433)	市社会福 祉協議会	鉄骨造 平家建	800 m ²		95

区 分	老人福祉法第 15 条 5 項に基づく老人福祉センター				
名 称	設 置 者	設置年月日	敷 地 面 積	収 容 人 員	平成 25 年度 利用状況
所 在 地 (電話番号)	管理運営	構 造	建 物 延面積		1 日 平 均 利 用 数
佐賀市平松老人福祉センター	市社会福祉協議会	昭和 53 年 2 月 13 日	3,445 m ²	160 人	42,792
佐賀市末広二丁目 12 番 5 号 (TEL 22-0441)	市社会福祉協議会	鉄筋コンクリート造 平家建	598 m ²		147
佐賀市開成老人福祉センター	佐 賀 市	平成 6 年 4 月 1 日	3,665 m ²	200 人	13,848
佐賀市鍋島町大字森田 27 番 地 5 (TEL 32-1730)	市社会福祉協議会	鉄筋コンクリート造 平家建	955 m ²		47
佐賀市大和老人福祉センター	佐 賀 市	昭和 54 年 3 月 25 日	2,488 m ²	520 人	10,882
佐賀市大和町大字久池井 2970 番地 (TEL 62-0461)	市社会福祉協議会	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,218 m ²		37
佐賀市久保田老人福祉センター	佐 賀 市	昭和 56 年 3 月 23 日	426 m ² (建築面積)	155 人	6,772
佐賀市久保田町大字新田 3323 番地 (TEL 68-3144)	佐 賀 市	鉄骨造 2 階建	644 m ²		24

区 分	老人いこいの家の設置運営について（厚生省社会局長通知）に基づく老人いこいの家				
名 称	設 置 者	設置年月日	敷 地 面 積	収 容 人 員	平成 25 年度 利用状況
所 在 地 (電話番号)	管理運営	構 造	建 物 延面積		1 日 平 均 利 用 数
佐賀市金立いこいの家	佐賀市	昭和 47 年 5 月 1 日	4,013 m ²	150 人	人 18,714
佐賀市金立町大字千布 2314 番地 1 (TEL 98-0540)	市社会福祉協議会	鉄筋コンクリート造 平家建	531 m ²		64

(5) 高齢者福祉事業

区 分	事 業 名	事業の概要	対象者
在宅生活 支援の充 実	高齢者世話 付住宅生活 援助員派遣 事業	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供し、在宅生活を支援する	自炊が可能な程度の健康状態であるが身体機能の低下等又は高齢等のため独立して生活するには不安があると認められる高齢者
	生活支援ハ ウス運営事 業	60 歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯及び家族による援助を得ることが困難な方で、高齢等により独立して生活するには不安のある方を対象とした施設で、職員が 24 時間常駐しており、緊急時の対応等を行う	60 歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯及び家族による援助を得ることが困難な方で、高齢等により独立して生活するには不安のある方
	配食サービ ス事業	民間等で調理した食事を提供することによって高齢者の健康維持とともに孤立感の解消、安否確認、ふれあいを図る	安否確認が必要かつ、調理困難な方で、おおむね 65 歳以上の単身、高齢者のみ世帯、身体障害者の方
	寝具洗濯乾 燥消毒サー ビス事業	寝具類の洗濯乾燥消毒を年 2 回実施する	65 歳以上の単身世帯及び高齢者のみ世帯、又は身体障がい者の方で、寝具の衛生管理が困難な所得税非課税世帯の方
	日常生活用 具給付事業	介護保険で給付対象とならない電磁調理器・自動消火器・火災警報器を給付する	心身機能の低下に伴い、防災等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等で所得税非課税世帯の方
	緊急通報シ ステム	在宅の高齢者世帯等が、佐賀市緊急通報システムを利用することで、緊急時の即応対応を整え、高齢者等の不安を解消し、生活の安全の確保を図る	身体病弱な高齢者及び身体障がい者で、緊急事態に機敏に行動することが困難な方

区 分	事 業 名	事業の概要	対象者
在宅生活 支援の充 実	家族介護用品支給事業	在宅の寝たきり高齢者等に対して紙おむつ等の介護用品を支給することにより、高齢者の在宅生活の継続を支援する	在宅で生活する概ね 65 歳以上の常時失禁状態にある高齢者又は、要介護 4・5 に相当する在宅の高齢者で、同住所に住んでいる方の中で最も所得の高い方が所得税非課税世帯に属する方を現に介護している家族
	高齢者住宅改良補助金	要介護者の自立の助長と家族の介護負担の軽減を図るため、住宅改良に要する経費の一部を補助する（介護保険優先） 補助基準額 100 千円 補助率 8/10	介護保険の要介護・要支援認定者で世帯の生計中心者の前年所得税額が非課税の世帯に属する方
	家族介護教室	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防等についての教室を開催し、知識や技術を習得していただくことにより、在宅生活の継続・向上を図る。	高齢者を介護している家族や援助者
	徘徊高齢者家族支援事業	G P S と携帯電話網を利用して、高齢者の位置情報を提供するシステムを利用する場合、加入料等の初期費用の額を補助する	徘徊高齢者を在宅で介護している家族等
	地域共生ステーション開設支援事業	地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）未整備の小学校区において、当該施設の開設にかかる施設整備費及び初年度設備費の一部を補助する	地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）未整備の小学校区において、当該施設の開設を行う N P O 法人等
	地域共生ステーション安全対策事業	佐賀市内の地域共生ステーションに対し、建築基準法に基づく防火上必要な間仕切りやスプリンクラー設備などを整備するために必要な経費の一部を補助する	佐賀市内の地域共生ステーションを運営する N P O 法人等
	生活・介護支援サポーター養成事業	市民向けに福祉・介護に関する知識や技術についての講座を開催し、地域で高齢者を支える生活・介護支援サポーターを養成する	一般市民

区 分	事 業 名	事業の概要	対象者
在宅生活 支援の充 実	地域支え合 い体制づく り事業費補 助金	日常的な支え合い活動の体制づくりの推 進を図るため、N P O 法人等が行う支え 合い体制づくり事業の初期経費に対して 補助する	支え合い体制づくり事 業を行う N P O 法人等
	高齢者福祉 施設マップ 更新事業	介護保険施設や在宅の高齢者施設等の施 設情報をいつでも閲覧できるようにする ため、佐賀市ホームページに掲載してい る「高齢者福祉施設マップ」の施設情報 を更新する	一般市民
	入院時コミ ュニケーシ ョン事業	重度の A L S （筋萎縮性側索硬化症）患 者が保険医療機関に入院した場合に、医 師、看護師等と円滑な意思疎通を図れる よう支援することを目的として、当該患 者とのコミュニケーションについて熟知 している支援者がその入院中に付き添う ために必要な費用の一部を補助する	要介護認定を受けてい る重度の ALS 患者の方 で、居宅サービスを利用 しており、入院にあ たり特別なコミュニケー ション技術による支 援が必要な方
介護予防 の推進	生きがいつ くりセンタ ー運営事業	高齢者の生きがいつくりを支援するた め、諸富生活支援生きがいつくりセンタ ー等に指定管理者制度を導入し、維持・ 管理・運営を行う	二次予防事業対象者等 ※介護保険の要支援・ 要介護者は利用でき ない
	生活支援サ ービス事業 （生活支援 員派遣）	社会適応困難な高齢者に日常生活や家事 に対する支援・指導を行う	概ね 65 歳以上のひと り暮らし高齢者等で、 日常生活の援助が必要 と認められる方 ※介護保険の要支援・ 要介護者は利用でき ない
	生活支援サ ービス事業 （短期宿 泊）	65 歳以上の人で、社会適応が困難な高齢 者に短期間の宿泊で要介護状態への進行 を予防し、日常生活での自立を促す	基本的習慣の欠如等で 社会適応が困難になっ た、概ね 65 歳以上の 方 ※介護保険の要支援・ 要介護者は利用でき ない
	高齢者ふれ あいサロン 事業	地域ボランティアの協力のもと、家に閉 じこもりがちな高齢者等に対し、公民館 等で健康増進活動・創作活動・娯楽活動 等のサービスを提供する	家に閉じこもりがちな 60 歳以上のひとり暮ら しの高齢者等

区 分	事 業 名	事業の概要	対象者
介護予防 の推進	認知症対策 事業	ア ものわすれ相談室 「ものわすれ相談室」は月2回ほほえみ館等で実施し、認知症を早期に発見し、適切なケアに結びつける	認知症高齢者及びハイリスク者 (介護家族含む)
		イ 認知症サポーター養成講座 認知症サポーター養成講座を開催し、一般市民の認知症に関する知識の普及、啓発を図る	一般市民
		ウ 市町村認知症施策総合推進事業 医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化及び地域における支援体制の構築を図る	認知症の方やその家族
	高齢者健康 教室事業	介護予防を目的として「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」または介護予防の観点から効果があると認められる事業を実施し、運動習慣等を身に付ける機会とする	・佐賀市在住の 65 歳以上の方（該当年度中に 65 歳を迎える方を含む）で、実施地区の自治会館を利用することができる条件に該当される方 ・自治公民館等の会場まで自分で来ることが出来る方
	軽度生活援助事業	ひとり暮らしや高齢者のみ世帯などで生活支援が必要な方に軽易な援助を行うことにより、自立した生活の継続と要介護状態への進行を防止する	概ね 65 歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみ世帯等の方 ※介護保険の要支援・要介護者は利用できない
	高齢者あん摩、はり、きゅう等施術券交付事業	施術院によるあん摩、はり、きゅう等の施術を受ける 65 歳以上の高齢者に対し、1 回につき 800 円を助成する施術券を、年間 12 枚交付する	65 歳以上の方
	二次予防事業	生活機能の維持又は向上を目的とし、二次予防事業対象者の把握、通所型の介護予防事業等を行う	介護予防上の支援が必要な虚弱高齢者

区 分	事 業 名	事業の概要	対象者
介護予防 の推進	高齢者のための脳いきいき健康塾	認知症の発症及び進行を遅らせるため、読み書き、計算およびコミュニケーションを中心とした教室を開催する	65 歳以上の方、一般公募
	高齢者健康教育事業	校区の公民館・高齢者ふれあいサロンや老人クラブ等に出向き、介護予防のための健康教育や健康相談を実施する	65 歳以上の方
	地域包括支援センター運営費	地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行うために、地域包括支援センターを設置する 市内 15 包括支援センター（直営 1、委託 14）	おおむね 65 歳以上の方
	予防給付事業	要支援者を対象として介護保険における介護予防ケアマネジメント業務を実施する	介護保険の要支援 1 及び 2 の方
社会参加 の促進	高齢者スポーツ大会	高齢者の健康と生きがいを高めるため、毎年開催する	60 歳以上で、スポーツができる元気な高齢者
	高齢者趣味の作品展	高齢者の趣味を通して生きがいを高めるため毎年実施する	60 歳以上の方（自作未発表の作品 1 人 1 点）
	巨勢シルバーカレッジ事業	高齢者の生きがい対策として、健康料理、健康体操、郷土史、園芸等の講座を巨勢老人福祉センターで実施する	市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方
	金立いこいの家文化講座	高齢者の生きがい対策として、健康料理、健康体操、郷土史、園芸等の講座を金立いこいの家で実施する	市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方
	平松清風大学運営費補助金	高齢者の生きがい対策として、健康料理、健康体操、郷土史、園芸等の講座を平松老人福祉センターで実施する	市内在住の 60 歳以上で学習意欲のある方
	老人福祉センター等運営	高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、生活や健康などの各種相談に応じ、健康増進、教養の向上及びレクリエーションの便宜を図る	60 歳以上の方
	老人クラブ補助金	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブに対し補助金を交付する	60 歳以上の方

区 分	事 業 名	事業の概要	対象者
社会参加 の促進	老人クラブ 補助金	ア 単位老人クラブ補助金 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である単位老人クラブに対し補助金を交付する	老人クラブ会員
		イ 老人クラブ連合会補助金 老人クラブの組織や活動の充実を図るため、老人クラブ連合会に対し補助金を交付する	老人クラブ連合会
		ウ 健康づくり事業補助金 高齢者向けのスポーツや体力づくり、文化的活動などを通して高齢者の社会活動への参加意欲を高めるとともに、高齢者自らの健康づくりの増進を図る	老人クラブ会員
		エ 地域支え合い事業補助金 元気な高齢者が、一人暮らしや病弱な高齢者を訪問し、見守り活動や支援活動を行う友愛活動を実施し、高齢者の孤立を防ぎ、地域の支え合いを推進する。 高齢者のネットワークづくり、老人クラブの広報と加入促進活動として、機関紙を発行する。次世代育成支援活動として、地域の小学生と交流を図るとともに、高齢者自身の生きがいを促進する。地域の美化活動を実施し、社会奉仕活動を行うことにより高齢者自身の生きがいを促進する	老人クラブ会員
		オ 若手高齢者組織化・活動支援事業補助金 若手高齢者を対象としたサークル活動・グループ活動の支援として、パソコン教室・花木剪定講習会・ボランティア研修会を実施する	老人クラブ会員
	敬老祝金支給事業	88 歳(米寿)と 100 歳以上の高齢者に、敬老祝金を支給する	88 歳 (米寿) 10,000 円 100 歳以上 30,000 円

区 分	事 業 名	事業の概要	対象者
社会参加の促進	敬老行事補助金	校区又は行政区で開催される敬老行事に対し助成する	市内 29 敬老行事開催町区及び老人ホーム 13 施設
	高齢者バス優待乗車券購入助成事業	高齢者に対して、市交通局と昭和自動車(株)がそれぞれ発行する高齢者バス優待乗車券の購入費の一部を助成することにより、高齢者の外出支援・社会参加の促進を図る	市内在住で 70 歳以上の方
	高齢者実態調査	高齢者対策の資料とするため、高齢者の世帯状況・身体状況等の実態を調査する	市内在住で 65 歳以上の方
	シルバー人材センター助成金	高齢者の社会参加と生きがいづくりを目的に、会員に就労の場を斡旋するシルバー人材センターに助成を行う	概ね 60 歳以上の方
介護保険事業の円滑な推進	社会福祉法人等利用者負担軽減補助金	低所得の介護保険サービス受給者の利用者負担額を軽減した社会福祉法人に対し、軽減した額の一部を助成する	低所得者の介護保険サービスに係る利用者負担を軽減した社会福祉法人
	佐賀中部広域連合負担金	広域的な事務処理の共同化を推進することにより、介護保険制度の安定的かつ効率的な運用を図る	佐賀中部広域連合規約により、構成市町村は、均等割 1 割、人口割 6 割、高齢者人口割 3 割の負担をする
	高齢者相談事業	高齢者とその家族を対象とした介護保険・高齢者福祉・生活支援サービスの相談窓口を設置し、サービスの充実・強化を図り、高齢者の在宅生活を支援する	概ね 65 歳以上の方
施設設置	老人ホーム措置	家庭環境などの事情によって自宅での生活が困難な方を養護老人ホームに措置する	65 歳以上で、環境上又は経済的な理由により自宅での生活が困難な方や、住宅に困窮しているなどの理由により自宅で生活することが困難な方
	老人ホーム入所審査	養護老人ホーム等への入所審査の適正化を図る	
地域ネットワークの構築	成年後見制度利用支援事業	市申し立てに係る低所得の高齢者に対して、成年後見制度の市申し立てに要する経費について助成を行う	65 歳以上の方

(6) 介護保険制度 2-2

① 運営主体（保険者）

介護保険の運営主体は佐賀中部広域連合であり、その構成自治体は次のとおりである。

・佐賀市 ・多久市 ・小城市 ・神埼市 ・吉野ヶ里町

② 被保険者の状況 （各年度 3 月末現在）

	男	女	計
	人	人	人
平成 21 年度	21,757	32,493	54,250
平成 22 年度	21,712	32,461	54,173
平成 23 年度	22,096	32,974	55,070
平成 24 年度	22,737	33,707	56,444
平成 25 年度	23,502	34,518	58,020

③ 要介護(要支援)認定者の状況 （各年度 3 月末現在）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
平成 21 年度	1,494	1,122	1,887	1,480	1,377	1,061	836	9,257
平成 22 年度	1,517	1,435	2,143	1,513	1,428	1,095	897	10,028
平成 23 年度	1,651	1,633	2,320	1,573	1,459	1,102	954	10,692
平成 24 年度	1,922	1,772	2,469	1,545	1,530	1,061	903	11,202
平成 25 年度	2,131	1,863	2,633	1,550	1,507	981	853	11,518

④ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること」を目的とする機関であり、介護保険者である佐賀中部広域連合から委託を受けて設置・運営している。

センターの名称 〔通称〕	担当区域	所在地	電話番号
佐賀市地域包括支援センター 〔おたっしや本舗佐賀〕	神野、勸興	佐賀市栄町 1 番 1 号	40-7284
佐賀市城南地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城南〕	赤松、北川副	佐賀市南佐賀一丁目 13 番 5 号	41-5770

センターの名称 〔通称〕	担当区域	所在地	電話番号
佐賀市昭栄地域包括支援センター 〔おたっしや本舗昭栄〕	日新、嘉瀬、 新栄	佐賀市嘉瀬町大字扇 町 2418 番地 1	41-7500
佐賀市城東地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城東〕	循誘、巨勢、 兵庫	佐賀市兵庫町大字淵 1903 番地 1	33-5294
佐賀市城西地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城西〕	西与賀、本庄	佐賀市本庄町大字本 庄 289 番地 3	41-8323
佐賀市城北地域包括支援センター 〔おたっしや本舗城北〕	高木瀬、若楠	佐賀市若楠二丁目 1 番 27 号	20-6539
佐賀市金泉地域包括支援センター 〔おたっしや本舗金泉〕	金立、久保泉	佐賀市金立町大字千 布 4088 番地 1	71-8100
佐賀市鍋島地域包括支援センター 〔おたっしや本舗鍋島〕	鍋島、開成	佐賀市鍋島三丁目 3 番 20 号	97-9040
佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター 〔おたっしや本舗諸富・蓮池〕	諸富町、蓮池	佐賀市諸富町大字諸 富津 1 番地 2	47-5164
佐賀市大和地域包括支援センター 〔おたっしや本舗大和〕	大和町	佐賀市大和町大字尼 寺 1870 番地	51-2411
佐賀市富土地域包括支援センター 〔おたっしや本舗富士〕	富士町	佐賀市富士町大字古 湯 2685 番地	58-2810
佐賀市三瀬地域包括支援センター 〔おたっしや本舗三瀬〕	三瀬村	佐賀市三瀬村藤原 3882 番地 6	56-2417
佐賀市川副地域包括支援センター 〔おたっしや本舗川副〕	川副町	佐賀市川副町大字鹿 江 623 番地 1	97-9034
佐賀市東与賀地域包括支援センター 〔おたっしや本舗東与賀〕	東与賀町	佐賀市東与賀町大字 下古賀 1193 番地	45-3238
佐賀市久保田地域包括支援センター 〔おたっしや本舗久保田〕	久保田町	佐賀市久保田町大字 新田 3323 番地	51-3993

1 2 障がい者の福祉

(1) 身体障がい者 2-3

身体障がい者は、1級から6級までの等級による身体障害者手帳を受け、その手帳に基づいて施設の入所、補装具費の支給、更生医療の給付、重度障がい者に対する日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣などの援護を受けることができる。

障がいの原因は、大半が疾病によるものであるが、交通災害、労働災害によるもののほか、医学の進歩等にみられる平均寿命の伸びによる高齢化に伴う障がいが増加しつつある。

今後は、2種類以上の身体の障がいをもつ重複障がい、身体障がいと精神障がいの合併障がい、重度の知的障がいと重度の肢体不自由との重症心身障がい児の問題など、障がいの種別や程度に応じた社会復帰対策や社会活動促進対策を中心に、きめ細かい施策を積極的に推進する必要がある。

① 身体障害者手帳所持者数（平成26年3月末現在）

種 別 \ 年 度	25 年度
視 覚 障 が い	742
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	939
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 が い	105
肢 体 不 自 由	6,015
内 部 機 能 障 が い	2,995
計	10,796

※ 未届出の異動者を除く。

② 障がいの等級別内訳（平成26年3月末現在）

種 別 \ 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 が い	279	216	49	57	82	59	742
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	73	197	109	209	3	348	939
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 が い	4	11	44	46	0	0	105
肢 体 不 自 由	879	1,052	947	1,590	1,164	383	6,015
内 部 機 能 障 が い	1,887	31	591	486	0	0	2,995
計	3,122	1,507	1,740	2,388	1,249	790	10,796

(2) 知的障がい者 2-3

知的障がい者とは、主として知能の発達が遅れている状態の人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人を行い、次のように大別される。

① 最重度（IQ20以下）

日常生活において全面的に介助が必要

② 重 度（IQ21～35）

日常生活においてかなりの介助が必要

③ 中 度（IQ36～50）

日常生活能力はかなりあり、単純労働は可能

④ 軽 度（IQ51～75）

日常生活、社会生活能力はかなり高く、やさしい条件のもとでは独立自活も可能
知的障がい者と判定された人には、福祉事務所を通じて療育手帳が交付され、手帳に基づいて、各種の援護を受けることができる。

○ 療育手帳所持者数 （平成 26 年 3 月末現在）

年 度		25 年度
区 分		
療育手帳 A	18 歳未満	167
	18 歳以上	713
	小 計	880
療育手帳 B	18 歳未満	282
	18 歳以上	1,042
	小 計	1,324
計		2,204

(3) 精神障がい者 **2-3**

精神障がい者とは、統合失調症・そううつ病・精神作用物質による急性中毒症、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を持つ人のことをいい、自立支援医療（精神通院）を受けている人の数は 3,235 人となっている。

平成 7 年に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）において、精神障害者保健福祉手帳の制度が創設され、手帳に基づく各種の援護を受けることができるため、所持者数は年々増加し、平成 25 年度は 1,361 人に至っている。

現在、精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を進める取り組みを行っている。

平成 18 年度から障害者自立支援法（平成 25 年より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とされる。）の施行に伴い、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスを利用できるようになっている。

○ 精神障害者保健福祉手帳等所持者数 （平成 26 年 3 月末現在）

年 度		25 年度
区 分		
自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数		3,235
精神障害者保健福祉手帳所持者数		1,361
	1 級	119
	2 級	896
	3 級	346

(付表1) 補装具の種目

種 目
義肢
装具
座位保持装置
盲人安全つえ
義眼
眼鏡
補聴器
車椅子
電動車椅子
歩行器
座位保持椅子
起立保持具
頭部保持具
排便補助具
歩行補助つえ
重度障害者用意思伝達装置

(付表2) 日常生活用具の種目

種 目	
介護・訓練支援用具	特殊寝台
	特殊マット
	特殊尿器
	体位変換器
	移動用リフト
	訓練いす（児のみ）
	浴槽内昇降機
	訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具
	便器
	頭部保護帽
	歩行補助杖
	移動・移乗支援用具
	特殊便器
	火災警報機
	自動消火器
	電磁調理器
	歩行時間延長信号機用小型送信機
	聴覚障害者用屋内信号装置
	視覚障害者用音声 IC タグレコーダー
在宅療養等支援用具	透析液加温器
	ネブライザー
	電気式たん吸引器
	酸素ボンベ運搬車
	盲人用体温計（音声式）
	盲人用体重計
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置
	情報・通信支援用具
	点字ディスプレイ
	点字器
	点字タイプライター
	視覚障害者用ポータブルレコーダー
	視覚障害者用活字文書読上げ装置
	視覚障害者用拡大読書器
	盲人用時計
	聴覚障害者用通信装置
	聴覚障害者用情報受信装置
	人工喉頭
	点字図書
	動脈中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
排泄管理支援用具	ストーマ装具
	紙おむつ等
	収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具
	天井走行型リフト

(4) 障がい者福祉対策

事業名	事業の概要	平成25年度実績
特別障害者手当支給事業	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者に対し、月額26,000円を支給する。	給付件数 延べ2,351件
障害児福祉手当支給事業	日常生活において常時介護を必要とする程度の在宅の障がい児に対し、月額14,140円を支給する。	給付件数 延べ1,883件
重度心身障害者医療費助成事業	重度の心身障がい者の医療費のうち本人一部負担額（入院時食事療養費を除く。高額療養費等の給付がある場合その額を控除する。）から、月額500円を控除した額を助成する。	助成件数 一般 60,658件 後期高齢者医療 56,694件
発達障がい者支援事業	発達障がい児・者に対するライフステージに応じた一貫した支援を的確に行うため、個々の発達障がいの状態に応じた個別の支援計画を作成して必要な支援を行う。	個別支援計画作成者数 5人
グループホーム等開設補助事業	施設から退所した障がい者が入居するためのグループホーム等を開設した事業者に対し、補助金を交付する。	交付件数 4件
福祉タクシー利用助成事業	重度の心身障がい者に対し、福祉タクシー利用助成券（年間10,000円）を交付する。	助成件数 2,316件
盲導犬飼育助成事業	盲導犬の飼育管理等に要した経費に対し、助成金を交付する。	給付件数 1件
自立支援医療給付事業	障がいの除去又は軽減、機能の回復等を目的とした手術治療等にかかる費用の一部を支給する。	給付件数 腎臓 11,799件 心臓 134件 肢体 349件
介護給付費・訓練等給付費	障がい者がその障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスを提供する。	サービス利用者 延べ27,724人
補装具費支給事業	障がいのある部位を補って日常生活や社会活動を増進するため、必要な装具の製作や修理に要する費用の一部を支給する。（付表1参照）	支給決定件数 588件

事業名	事業の概要	平成25年度 実績
障害者相談支援事業	在宅の障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用及び社会生活力の向上のための支援並びに情報の提供を総合的に行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援する。2市1町で実施。	延べ相談件数 11,991件
コミュニケーション支援事業	障がい者とその他の者の意思疎通を仲介するため、本庁1階総合案内に手話通訳者を配置し、また、佐賀県聴覚障害者協会に委託して手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。	配置人員 1人 (派遣回数) 手話通訳者 166回 要約筆記者 2回
奉仕員養成研修事業	手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を養成する。	(修了者数) 手話 29名 要約筆記 12名
日常生活用具給付事業	日常生活の便宜を図るため、入浴補助用具などの日常生活用具の給付又は貸与を行う。(付表2参照)	給付決定件数 4,335件
移動支援事業	屋外での移動が困難な在宅の障がい者等に外出のための支援を行う。	利用者数 141人 延べ利用時間数 14,583時間
地域活動支援センター事業	障がい者の日中の活動の場として地域活動支援センターを設置し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。	延べ利用者数 14,878人
福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な支援を行う。	利用者数 9人
障害者訪問入浴サービス事業	歩行が困難な身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。	利用者数 3人 延べ利用回数 190回
障がい者就職支度金給付事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用している者で、就職等により自立する者、又は施設の退所後2年以内に就職等により就労した者に対し、就職支度金を支給する。	給付者数 17人

事業名	事業の概要	平成25年度 実績
日中一時支援事業	日中、障がい者支援施設等において、障がい児等に活動の場を確保することで、その家族の就労支援及び介護している家族の一時的な負担軽減を図る。	利用者数 116人 延べ利用回 2,378回
障害者体育大会の開催	障がい者の体力維持や社会参加の促進を図るとともに、市民の障がい者に対する理解を深めるため、障がい者の体育大会を開催する。	延べ参加者数 687人
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許を取得する場合に、また、就労等に伴い、自ら所有し、運転する自動車の改造を必要とする場合に要する経費の一部（限度額10万円）を助成する。	（助成件数） 自動車運転免許 2件 自動車改造 2件
障害者虐待防止対策支援事業	在宅の障がい者の権利擁護を目的として、24時間・365日対応の相談窓口を設置し、虐待に関する通報・相談に対応し、虐待の予防及び早期発見を図る。また、事案の発生時には、事実確認、立入調査等、必要な措置を講じるとともに虐待をうけた障がい者及び養護者への支援を行う。その他、広報啓発活動を行う。	相談件数 805件 支援した障がい者数 36人
療養介護医療費給付事業	介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障がい者が、障害福祉サービス事業者等から療養介護医療を受けたとき、療養介護医療費を支給する。	延べ利用件数 884件
障害児通所支援事業	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要が認められる未就学の障がい児や、小・中・特別支援学校等に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に必要なサービスを提供する。	延べ利用件数 （月単位・事業所単位） 3,002件
発達障がい者等支援システム構築事業	発達障がい児やその疑いがある子どもに対して、医療機関への受診の機会と療育の機会を提供する。発達障がい児やその疑いのある子どもの保護者を対象として子育て支援プログラムの提供などを行う。	子育て支援プログラムに参加した人数 26人 療育を受けた子どもの数 13人

1 3 その他の福祉 2-1

(1) 災害救助

① 災害救助法にもとづく救助

災害で広範囲におよび救助を必要とする者が多数ある場合には、法律の適用を受けて救助が行われる。

② 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する法律による救済

自然災害により死亡した者があるときは、その遺族に対して災害弔慰金を支給し、又、自然災害により世帯主が 1 ヶ月以上の負傷を負った場合、住家が全壊又は半壊した場合等には、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けをする。

③ 小災害罹災者に対する見舞金及び見舞品の支給

火災又は洪水等で、災害救助法並びに災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例の適用を受けることができない災害の場合には、その災害の程度により罹災者の自立更正を助けるため見舞金・見舞品を支給している。

○ 見舞金・見舞品支給基準

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
見 舞 金	全壊・全焼全流失等	30,000 円	40,000 円	50,000 円	60,000 円	70,000 円	5人世帯の金額に1人増すごとに10,000円を加える。
	半壊・半焼半流失等	20,000 円	25,000 円	30,000 円	35,000 円	40,000 円	5人世帯の金額に1人増すごとに5,000円を加える。
見 舞 品 〔全壊・全焼全流失等のみ〕	毛 布	1 枚	2 枚	3 枚	4 枚	5 枚	5人世帯の枚数に1人増すごとに1枚加える。
	洗面セット	1 箱	1 箱	2 箱	2 箱	3 箱	3 箱

○ 罹災状況

(単位：世帯数)

年 度 種 類	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
全壊・全焼・全流失	9	16	7	8	17
半壊・半焼・半流失	4	0	0	4	3

(2) 災害時要援護者避難支援対策事業

災害時に自力での避難が困難であったり避難行動に時間を必要とする高齢者や障がい者などの、いわゆる「災害時要援護者」（以下「要援護者」という。）に対して、要援護者台帳への登録を推進し、要援護者の把握に努める。

また、要援護者の登録情報を避難支援員、民生委員・児童委員、広域消防局、自治会、校区社会福祉協議会、消防団、自主防災組織、地域包括支援センターと共有して、地域における安否確認や避難支援に役立てる。

① 対象者

- ア ひとり暮らし高齢者
- イ 高齢者のみ世帯の世帯員
- ウ 要介護 3～5 の方
- エ 身体障がい者：身体障害者手帳…肢体（下肢・体幹）、視覚（視力）1～3 級
聴覚 2～3 級の方
- オ 知的障がい者：療育手帳…A 判定の方
- カ 精神障がい者：精神障害者保健福祉手帳…1 級の方
- キ 難病患者・発達障がい者などで特に支援が必要と認められる方
- ク 病気やケガなどにより特に避難支援が必要と認められる方

② 災害時要援護者登録者数一覧 （各年度とも 3 月末現在）

年度	高齢者 (人)	障がい者 難病患者等 (人)	計 (人)	避難支援員 確保者 (人)	避難支援員 確保率 (%)
23 年度	2,240	73	2,313	1,334	57.7
24 年度	2,145	80	2,225	1,312	59.0
25 年度	1,822	52	1,874	1,335	71.2

※ 65 歳以上の障がい者や難病患者等は、高齢者として登録

③ 福祉避難所・福祉避難施設

公民館や小・中学校での避難生活が困難な要援護者の方たちのために、必要に応じて開設する。

○ 福祉避難所（18 ヶ所）

施 設 名	所 在 地	電話番号
平松老人福祉センター	末広二丁目 12 番 5 号	22-0441
巨勢老人福祉センター	巨勢町大字高尾 83 番地 7	24-5433
開成老人福祉センター	鍋島町大字森田 27 番地 5	32-1730
金立いこいの家	金立町大字千布 2314 番地 1	98-0540
諸富保健センター	諸富町大字諸富津 7 番地	-
諸富町公民館		47-4995
諸富文化体育館	諸富町大字諸富津 52 番地	47-7977

施 設 名	所 在 地	電話番号
諸富生活支援生きがいづくりセンター	諸富町大字山領 228 番地 1	47-6014
大和老人福祉センター	大和町大字久池井 2970 番地	62-0461
大和生涯学習センター	大和町大字尼寺 1875 番地	62-3151
大和健康管理センター	大和町大字尼寺 1871 番地 2	62-1111
富士生涯学習センター	富士町大字古湯 2624 番地	58-2882
富士北部デイサービスセンター	富士町大字大野 1060 番地 12	57-2250
三瀬保健センター	三瀬村藤原 3882 番地 6	56-2200
南川副公民館	川副町大字鹿江 422 番地 1	45-8919
東与賀保健センター	東与賀町大字下古賀 1193 番地	45-8022
久保田老人福祉センター	久保田町大字新田 3323 番地	68-4512
久保田農村高齢者交流施設		68-5090

○ 福祉避難施設（32 ヶ所）

【介護老人福祉施設（14 ヶ所）】

施 設 名	所 在 地	電話番号
特別養護老人ホーム 扇寿荘	嘉瀬町大字中原 2585 番地	28-6166
特別養護老人ホーム 晴寿園	高木瀬東四丁目 1 番 5 号	30-1165
特別養護老人ホーム ケアポート晴寿	高木瀬町大字東高木 1170 番地	20-6511
特別養護老人ホーム つぼみ荘	北川副町大字光法 1480 番地 2	25-2803
特別養護老人ホーム 春庵	鍋島町大字蛸久 1313 番地	31-0711
きんりゅうケアセンター 桂寿苑	金立町大字千布 4088 番地 1	71-8055
特別養護老人ホーム 桂寿苑	久保泉町大字川久保 1986 番地	98-3521
特別養護老人ホーム 福壽園	諸富町大字諸富津 209 番地 3	47-5091
特別養護老人ホーム シオンの園	大和町大字久留間 3865 番地 1	62-5566
特別養護老人ホーム ロザリオの園	大和町大字久池井 1386 番地 2	62-0303
特別養護老人ホーム なごみ荘	富士町大字小副川 562 番地	64-2314
特別養護老人ホーム シルバーケア三瀬	三瀬村三瀬 38 番地 1	56-2947
特別養護老人ホーム けやき荘	川副町大字福富 866 番地 1	45-5193
特別養護老人ホーム 南鷗荘	久保田町大字久富 3459 番地 2	68-2136

【介護老人保健施設（11ヶ所）】

施 設 名	所 在 地	電話番号
介護老人保健施設 エバーグリーン	嘉瀬町大字中原 1965 番地 1	22-2300
介護老人保健施設 サンビューさが	兵庫南三丁目 8 番 1 号	22-3121
介護老人保健施設 みどりの園	兵庫町大字渚 1912 番地 1	33-9977
介護老人保健施設 きりん	金立町大字薬師丸 1274 番地 1	98-0120
介護老人保健施設 ライフエイド	久保泉町大字川久保 5403 番地	98-3377
介護老人保健施設 徐福の里	諸富町大字大堂 1049 番地 4	34-8880
介護老人保健施設 白壽園	諸富町大字諸富津 220 番地	47-5115
介護老人保健施設 しょうぶ苑	大和町大字尼寺 3227 番地 1	62-6511
介護老人保健施設 メイプルハウス	川副町大字早津江 265 番地	45-8161
介護老人保健施設 レストピア	東与賀町大字下古賀 1349 番地	45-8181
介護老人保健施設 シンフォニー佐賀	久保田町大字新田 3679 番地	68-4070

【障がい者福祉施設（7ヶ所）】

施 設 名	所 在 地	電話番号
長光園障害者支援センター	兵庫南二丁目 16 番 39 号	29-5284
佐賀整肢学園こども発達医療センター	金立町大字金立 2215 番地 27	98-2211
佐賀整肢学園 オークス	金立町大字金立 168 番地 1	98-3770
知的障害者更生施設 はがくれ学園	久保泉町大字川久保 4466 番地 1	98-2575
障害者支援施設 いとし子の家	大和町大字久池井 1407 番地 11	62-1611
知的障害者入所更生施設 富士学園	富士町大字内野 209 番地 8	63-0107
知的障害者入所更生施設 めぐみ園	東与賀町大字飯盛 1584 番地	34-7722

(3) 戦傷病者及び戦没者の遺家族等の援護

① 戦没者（軍人・軍属・準軍属）の遺族援護

ア 恩給法・・・普通恩給（加算関係）・傷病恩給・扶助料

イ 援護法・・・弔慰金・遺族年金・給与金・傷病年金

ウ 特別法・・・戦没者等の妻に対する特別給付金・戦傷病者等の妻に対する特別給付金・戦没者の父母等に対する特別給付金・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の受給関係の受付事務

② 戦没者慰霊祭への補助等

市単独事業として戦没者の慰霊祭等への補助金の交付、その他の援助を行っている。

○ 給付事務等の処理状況

(単位：件)

区 別 \ 年 度		19	20	21	22	23	24	25
特 別 弔 慰 金		269	0	57	10	14	0	0
特別給付金（戦没者等の妻）		3	0	0	2	0	3	90
特別給付金（戦傷者等の妻）		5	1	3	0	10	0	10
特別給付金（戦没者の父母等）		0	0	0	0	0	0	0
特別給付金	国債貸付	0	0	0	0	0	0	0
	国債買上	2	2	0	0	0	1	0
特別弔慰金	国債貸付	0	0	0	0	0	0	0
	国債買上	2	4	2	0	0	0	0

(4) 社会福祉法人の監査等

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）の公布に伴い、平成25年4月1日から主たる事務所が佐賀市内にあり、佐賀市内のみでその事業を実施する社会福祉法人について、権限移譲により佐賀市が所轄庁として、社会福祉法人の設立認可、定款変更等の認可及び届出の受理や、法人運営及び会計経理などに対する助言、改善指導を行う。

○ 対象となる法人数（55法人：平成26年4月1日現在）

該当施設・団体	法人数
生活介護・施設入所支援 短期入所・就労B	11
特別養護老人ホーム ケアハウス	12
保 育 所	30
児 童 養 護 施 設	1
社 会 福 祉 協 議 会	1

1 4 民生委員・児童委員 2-1

(1) 制度のあゆみ

民生委員・児童委員制度は、我が国特有の制度であり、社会福祉事業の歴史の中で極めて重要な役割を果たしてきた。

- ① 岡山県で「済生顧問制度」が創設された。（大正 6 年）
- ② 大阪府で「方面委員制度」が創設された。（大正 7 年）
- ③ 佐賀県で「方面委員制度」が創設された。（大正 13 年）
佐賀県社会事業協会が設置主体となり「佐賀県方面委員制度」が創設された。
- ④ 全国で「方面委員制度」が創設された。（昭和 3 年頃）
済世顧問と方面委員の両制度を基に、各都道府県に方面委員制度が置かれた。
- ⑤ 方面委員令が公布され、法令に基づく制度が確立した。（昭和 11 年）
国の法令に基礎を置く制度が確立し、今日の民生委員制度の原型ができた。
- ⑥ 方面委員から民生委員に名称が変更された。（昭和 21 年）
民生委員令の制定に伴い、名称が方面委員から民生委員に変更され、職務内容も貧困者の指導援助だけでなく、児童、母子、老人等広く地域住民を対象にすることになった。
- ⑦ 児童福祉法の制定（昭和 22 年 12 月 2 日法律第 164 号）
児童福祉法が制定され、民生委員は児童委員に充てられることになった。
- ⑧ 民生委員法の制定（昭和 23 年 7 月 29 日法律第 198 号）
民生委員制度をより適正に組織づけるため、民生委員法が制定された。
- ⑨ 主任児童委員制度が創設された、（平成 6 年 1 月 1 日）
児童を取り巻く社会環境変化に対応するため、児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生児童委員として「主任児童委員制度」が発足した。

(2) 任務・定数・任期・身分

- ① 任務（民生委員法第 1 条）
民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。
- ② 定数（民生委員法第 4 条）
民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、都道府県の条例で定める。
条例を制定する場合においては、県知事があらかじめ市町村の区域ごとにその区域の市町村長の意見を聞くものとする。
- ③ 任期（民生委員法第 10 条）
民生委員の任期は、3 年（補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。）
- ④ 身分（地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号）
「法令により設けられた委員の職で非常勤のもの（地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号）」にあたり、特別職の地方公務員に該当する。特別職の地方公務員といっても、地方公務員法の適用はなく、民間奉仕者としての特色ある活動は制限されない。

(3) 職務内容

- ① 民生委員の職務内容（民生委員法第 14 条）

- ア 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと
- イ 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ウ 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと
- エ 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- オ 福祉事務所その他の関係機関の業務に協力すること
- カ その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

② 児童委員の職務内容（児童福祉法第 17 条）

- ア 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと
- イ 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
- ウ 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- エ 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
- オ 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
- カ その他、必要に応じて、児童及び助産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

③ 主任児童委員の職務内容（主任児童委員設置運営要綱）

- ア 児童の福祉に関する機関と区域を担当する児童委員との連絡調整を行うこと
- イ 区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこと

(4) 民生委員・児童委員の定数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

536 人（うち主任児童委員定数 54 人）

(5) 地区協議会別委員数

（平成 26 年 4 月 1 日現在 単位：人）

地区名	民生委員・ 児童委員数	内 訳		地区名	民生委員・ 児童委員数	内 訳	
		男	女			男	女
勸 興	15 (2)	5	10	久保泉	10 (2)	4	6
循 誘	25 (2)	11	14	蓮 池	7 (2)	4	3
日 新	24 (2)	6	18	新 栄	15 (2)	6	9
赤 松	17 (2)	2	15	若 楠	20 (2)	4	16
神 野	25 (2)	4	21	開 成	16 (2)	5	11
西与賀	13 (2)	4	9	諸 富	25 (2)	15	10
嘉 瀬	10 (2)	7	3	大 和	51 (3)	24	27
巨 勢	11 (2)	7	4	富 士	27 (2)	15	12
兵 庫	16 (2)	11	5	三 瀬	10 (2)	7	3
高木瀬	26 (2)	6	20	川 副	46 (3)	27	19
北川副	24 (2)	14	10	東与賀	20 (2)	10	10
本 庄	22 (2)	13	9	久保田	18 (2)	9	9
鍋 島	19 (2)	6	13	合 計	521 (54)	230	291
金 立	9 (2)	4	5				

※ () は、うち主任児童委員数

(6) 経験年数調 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

3 年未満	3～5 年	6～9 年	10～19 年	20～29 年	30 年以上
221	155	106	33	5	1

(7) 活動状況 (平成 25 年度)

民生委員・児童委員定数 (主任児童委員を含む) 536 人

項 目		年間総数	年間 1 人あたり総数
相 談 ・ 支 援 件 数	(内 容 別)	在宅福祉	4.5 件
		介護保険	1.3 件
		健康・保健医療	4.5 件
		子育て・母子保健	1.2 件
		子どもの地域生活	6.1 件
		子どもの教育・学校生活	2.4 件
		生活費	0.9 件
		年金・保険	0.2 件
		仕 事	0.3 件
		家族関係	1.3 件
		住 居	0.7 件
		生活環境	2.2 件
		日常的な支援	12.8 件
		その他	10.1 件
		計	48.5 件
	(分 野 別)	高齢者に関すること	30.2 件
		障がい者に関すること	1.7 件
		子どもに関すること	10.0 件
		その他	6.7 件
		計	48.5 件
そ の 他 の 活 動 件 数	調査・実態把握		17.7 件
	行事・事業・会議への参加・協力		29.1 件
	地域福祉活動・自主活動		50.4 件
	民児協運営・研修		25.9 件
	証明事務		1.3 件
	要保護児童の通告・仲介		0.3 件
回 訪 数 問	訪問・連絡活動		164.6 回
	その他		83.2 回
回 連 数 絡 調 整	委員相互		30.8 回
	その他の関係機関		22.2 回
活動日数		82,152 日	153.3 日

1 5 生活保護

(1) 佐賀市の保護状況の推移 2-6

本市における生活保護の状況は、昭和 55 年の被保護世帯数 1,124 世帯、被保護人員 2,191 人、保護率 1.34%をピークに微増減していましたが、昭和 62 年より減少傾向に転じ、平成 8 年度には 764 世帯、1,052 人、保護率 0.62%まで減少しました。

その後、平成 17 年、19 年の 2 回にわたる市町村合併による影響もあり、平成 19 年度には 1,376 世帯、1786 人と増加に転じました。

さらに平成 20 年秋のリーマンショック以降の急激な景気の悪化に伴い、生活保護の申請が急増し、平成 26 年 6 月末の被保護世帯数 2,277 世帯、被保護人員 2,822 人、保護率 1.20%に達しています。

このような状況の中で、第二のセーフティネット支援としての住宅支援給付や保護の実施体制の整備充実、各種社会資源の活用及び関係諸機関との連携に努め、被保護世帯の適正な保護の確保と自立助長を図っております。

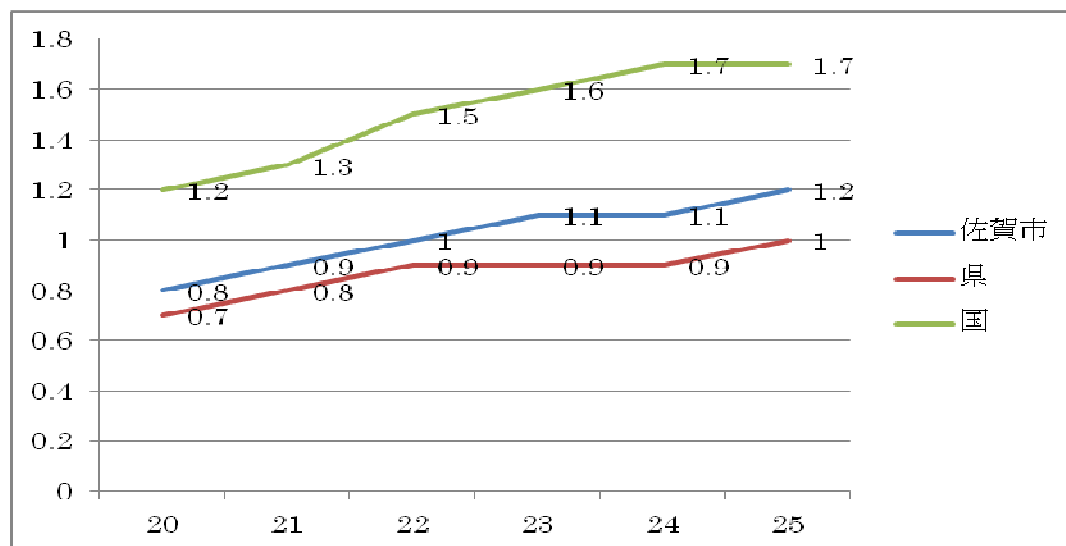
佐賀市における最近の保護傾向は、次表のとおりです。

① 被保護世帯・人員の推移（年度平均値）

年度	被保護世帯	指 数	被保護者数	指 数	保護率（％）（人口百対）		
					本 市	県	国
20	1,487	100	1,929	100	0.8	0.7	1.2
21	1,656	111	2,137	111	0.9	0.8	1.3
22	1,873	126	2,413	125	1.0	0.9	1.5
23	2,040	137	2,598	135	1.1	0.9	1.6
24	2,156	145	2,713	141	1.1	0.9	1.7
25	2,215	149	2,784	144	1.2	1.0	1.7

$$\text{※ 指 数} = \frac{\text{各年度}}{\text{20 年度}} \times 100 \quad \text{保護率} = \frac{\text{被保護者数}}{\text{推 計 人 口}} \times 100$$

（図 1） 保護率の推移（年度平均値）（人口 100 人当りの比率）



② 扶助費の年度別比較

(人 員)

(年度別月平均)

年度 (月平均)	区分	現に保護を受けた者		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		出産扶助		生業扶助		葬祭扶助	
		世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
20		1,487	1,929	1,351	1,773	1,111	1,492	58	90	275	283	1,374	1,723	0	0	20	22	2	2
21		1,656	2,137	1,518	1,978	1,230	1,641	69	109	286	295	1,520	1,897	0	0	26	30	3	3
22		1,873	2,413	1,717	2,226	1,412	1,858	73	115	325	336	1,710	2,125	0	0	27	29	3	3
23		2,040	2,598	1,872	2,400	1,561	2,034	84	123	368	381	1,859	2,292	0	0	28	30	4	4
24		2,156	2,713	1,989	2,525	1,669	2,140	90	124	404	412	1,991	2,457	0	0	38	43	3	3
25		2,215	2,784	2,042	2,589	1,731	2,207	92	121	449	457	2,085	2,578	0	0	41	47	5	5

(扶助費)

(単位:千円・%)

種類	年度 区分	20		21		22		23		24		25	
		扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比
生 活		1,000,280	27.5	1,133,666	28.4	1,300,488	30.2	1,409,092	29.6	1,483,556	29.6	1,495,155	29.9
住 宅		318,994	8.8	372,386	9.3	437,532	10.1	490,522	10.3	520,005	10.4	542,739	10.8
教 育		7,433	0.2	11,983	0.3	13,168	0.3	14,870	0.3	14,946	0.3	15,792	0.3
介 護		103,419	2.9	100,289	2.5	104,017	2.4	100,488	2.1	97,371	1.9	104,265	2.1
医 療		2,081,639	57.3	2,240,108	56.1	2,316,596	53.7	2,595,831	54.6	2,747,113	54.7	2,686,634	53.7
出 産		0		0		0		0		0		634	
生 業		5,916	0.3	8,493	0.4	6,137	0.3	7,056	0.3	9,195	0.3	9,969	0.3
葬 祭		5,435		5,694		5,861		6,065		6,611		6,578	
施設事務費		109,327	3.0	117,692	3.0	127,467	3.0	134,300	2.8	141,689	2.8	144,381	2.9
計		3,632,443	100.0	3,990,311	100.0	4,311,266	100.0	4,758,224	100.0	5,020,486	100.0	5,006,147	100.0

③ 世帯類型別被保護世帯数 (26 年 4 月分) (単位:世帯数・%)

区分	世帯数・比率	世帯数	比 率
高 齢 者 世 帯		1,137	51.2
母 子 世 帯		96	4.3
障 が い 者 世 帯		231	10.4
傷 病 世 帯		559	25.2
そ の 他		198	8.9
計		2,221	100.0

④ 労働力類型別の保護世帯の状況 (26 年 4 月分) (単位:世帯数・%)

世帯類型		現に保護を受けた世帯 (月中)						計	構成比
労働力類型		高齢者	母子	障がい者	傷病	その他	医療扶助単給(再掲)		
働世 いて 主 るが	常用勤労者	18	23	17	36	45	1	139	9.0
	日雇労働者	2	4	3	13	17	0	39	
	内 職 者	2	1	2	2	2	0	9	
	そ の 他	3		6	2	1	0	12	
世帯員が働いている		3	2	3	22	24	0	54	2.4
働いているものがない		1,109	66	200	484	109	26	1968	88.6
計		1,137	96	231	559	198	27	2,221	100.0

1 6 福祉・就労支援と生活困窮者支援 2-6

(1) 福祉・就労支援事業

平成 24 年 8 月 1 日から佐賀市と厚生労働省佐賀労働局（ハローワーク佐賀）が共同で本庁 1 階窓口に「佐賀市福祉・就労支援コーナー（愛称：えびすワークさがし）」を開設し、自立が見込める生活保護受給者や児童扶養手当受給者等の福祉サービスが必要な方の就労による経済的・社会的自立を支援している。

① 平成 25 年度実績

○ えびすワークさがし相談件数 (件)

新規相談件数		再相談件数		合 計	
	支援対象者		支援対象者		支援対象者
285	137	2,155	1,879	2,440	2,016

※ 支援対象者＝生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者等

○ 支援対象者の就職者数 (人)

生活保護受給者		児童扶養手当受給者		住宅支援給付受給者		生活保護相談段階の者		合 計	
	HW		HW		HW		HW		HW
190	123	135	115	25	22	2	1	352	261

※ HW＝ハローワーク佐賀の職業紹介による就職者数（内数）

(2) 生活困窮者自立促進支援事業

生活困窮者の自立を促進するため、平成 25 年 10 月 25 日に「佐賀市生活自立支援センター」を開設し、本人の状態に応じた包括的な相談支援事業、就労促進のための支援事業、貧困の連鎖の防止を図るための学習支援事業等を実施している。

① 佐賀市生活自立支援センターの概要

所在地 佐賀市白山二丁目 2 番 7 号 KITAJIMA ビル 1 階
 開設時間 午前 11 時～午後 6 時（土日、休日、年末年始は閉館）
 委託先 特定非営利活動法人 N P O スチューデント・サポート・フェイス

② 支援実績

(人)

新規相談者数		142
支援対象者		71
内 訳	就労準備支援	29
	学習支援	19
	生活改善その他の支援	23

※ 支援対象者は、本人同意がなく、体験中の者を含む。

17 人権・同和政策 2-9

(1) 同和行政推進機関

- ① 佐賀市同和対策推進委員会（24名程度）
 - 委員長 副市長
 - 副委員長 保健福祉部長
 - 委員 各部長、市長事務部局の副部長、各支所長、委員長が指名する職員
 - 幹事 職員のうちから委員長が任命
- ② 佐賀市部落差別撤廃・人権擁護審議会（15名以内）
 - 会長 1名
 - 副会長 1名
 - 委員 13名

※ 委員は、学識経験を有する者及び各種団体代表者から市長が委嘱

(2) 隣保館

- ① 隣保館の設置目的
地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、地域住民に対して生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を行い、もって地域住民の社会的、経済的、文化的生活の向上を図ることを目的とする。
- ② 名称 佐賀市隣保館
 - 着工 昭和61年10月24日
 - 完成 昭和62年3月16日
 - 開館 昭和62年4月1日
 - 所在地 佐賀市多布施三丁目16番10号
 - 構造 鉄骨2階建
 - 建物 延床面積340平方メートル
 - 内容 1階 事務室 調理実習室 児童研修室
 - 2階 保健相談室 和室（教養娯楽室） 大会議室
- ③ 隣保館の組織及び職員構成
 - ア 組織
保健福祉部-----人権・同和政策課-----隣保館
 - イ 職員構成
 - 館長 （職員）1名
 - 指導員 （嘱託）2名
 - 生活相談員 （嘱託）1名
- ④ 事業
 - ア 各種相談事業
 - i 生活相談
地域住民の生活上の各種相談を受け、適切な助言と指導を行い、関係機関と十分な連携を取り合って、地域住民の生活の安定と向上を図る。

ii 健康相談

地域住民の健康の維持、増進を図るため、医師、保健師、栄養士等による健康相談、保健指導に努める。

iii 福祉相談

生活困窮者、身体障がい者、高齢者、母子、父子家庭の生活向上と安定のため各関係課と十分に連携をとりあって指導助言を行う。

iv その他の相談

青少年健全育成、教育問題、住宅問題、人権、職業等にかかわる相談を受け、関係機関と十分に連携をとりあって指導助言を行い、地域住民の生活の向上を図る。

イ 啓発活動

i 憲法の理念である人権尊重の立場から、人権擁護思想の普及及び高揚に努める。

ii 学習会、各種教室の開催

成人解放学習会 識字学級 書道教室 生け花教室 フォークダンス教室 茶道教室 絵手紙教室

ウ 広報事業

「隣保館だより」を発行し、人権・同和問題等を掲載し、市民の人権意識の高揚及び啓発に努める。

⑤ 隣保館運営審議会

委員 10名以内

各種団体代表ほか

任務 隣保館に関する重要事項の調査審議

(3) 人権・同和教育及び啓発

① 人権・同和教育推進の体制づくり

人権啓発推進リーダーの育成を図り、職場や地域における人権教育・啓発の推進を図る。

ア 人権啓発推進リーダーの育成

人権啓発推進リーダーの育成を図るために、市内全域での計画的な研修会を実施する。

② 相談機関との連携、啓発活動の推進

人権・同和問題に対する正しい認識と理解をいっそう深めるため、人権問題に関する相談機関との連携を図るとともに、教育・啓発のあり方に関する調査・研究を進めながら啓発活動を展開していく。

ア 教育・啓発に係る調査・研究

各種研修会参加者等へのアンケート調査を行い、人権・同和問題を自分自身の問題として共感できる教育・啓発のあり方に関する調査・研究の推進を図る。

イ 広報誌等による啓発

市報に、人権・同和問題特集記事を年2回、身近な人権問題を題材にした人権コラムを毎月（年12回）掲載し、啓発を図る。

ウ 人権・同和問題研修会等の開催

人権・同和教育学級、同和問題講演会等を開催し、啓発活動の推進を図る。

③ 社会人権・同和教育の推進

人権・同和問題について、広く市民の認識と理解を深めてもらうため、社会人を対象に

した人権・同和教育を進めるとともに、企業等が人権・同和問題研修に積極的に取り組めるよう、適切な指導・助言を行うことによって、すべての市民の人権が尊重され、共に支えあい、共に生きる「共生社会の実現」を目指す。

ア 社会人権・同和教育推進体制の充実

各社会人権・同和教育推進協議会への指導・支援により、推進体制の充実を図る。

イ 人権・同和教育機会の拡充

地域や企業等に対する講師の紹介・派遣、研修教材の提供等を行い、自主的な研修会や社内研修に対する支援を行う。

ウ 人権・同和教育諸機関との協力

人権・同和教育諸機関との協力体制を強固なものとし、社会人権・同和教育の推進及び組織体制の充実を図る。

エ 新たな人権課題への取組

国際化や高度情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化に伴い、今後新たに生じる人権課題についても状況に応じた取り組みを行う。

オ 教育集会所等の機能充実

地域住民の生活の改善・安定と、福祉の向上を図るため、相談事業の充実・強化等、必要な施策を展開するとともに、地域のコミュニティセンターとして、教育集会所等の機能の充実を図る。

18 国民健康保険

(1) 国民健康保険事業のあゆみ 2-4

昭和 20 年 7 月	佐賀国民健康保険組合（任意設立・任意加入制）
昭和 24 年 1 月	市公営（任意実施・強制加入制）
昭和 32 年 4 月	市全域国保実施事業内容完全統一（5 割給付）
昭和 36 年 10 月	世帯主の結核・精神病の 7 割給付
昭和 38 年 10 月	世帯主の 7 割給付実施
昭和 42 年 1 月	世帯員の 7 割給付実施
昭和 47 年 4 月	賦課事務を電算に委託
昭和 48 年 1 月	老人医療費支給制度実施、70 歳以上医療費無料化
昭和 49 年 4 月	高額療養費制度を任意給付として実施（個人負担限度額 30,000 円）
昭和 53 年 4 月	高額療養費委任払方式の実施
昭和 58 年 2 月	老人保健法施行
昭和 59 年 10 月	退職者医療制度の創設
平成 5 年 3 月	改正国民健康保険法 国保財政安定化支援事業の制度化、保険基盤安定制度の国庫負担の定額化
平成 6 年 6 月	改正国民健康保険法 付添看護・介護の解消、訪問看護療養費、入院時食事療養費、出産育児一時金の創設、移送費の給付見直し、保健事業の推進、住所地主義特例の創設
平成 7 年 4 月	改正国民健康保険法 高額医療費共同事業の法定化、住所地主義の特例の拡大、国保税軽減制度の拡充、老人医療費拠出金算定の見直し
平成 9 年 9 月	国民健康保険条例準則の一部改正 外来の薬剤に係る一部負担の制度化
平成 10 年 6 月	改正国民健康保険法 老人医療費拠出金の負担及び算定の見直し、市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化
平成 11 年 7 月	老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置
平成 12 年 4 月	介護保険制度施行 改正国民健康保険法 滞納者対策の強化（被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付義務化、保険給付の支払の一時差し止めの義務化等）、住所地特例の見直し、介護納付金分保険料の賦課
平成 13 年 6 月	健康保険法等一部改正 高額療養費自己負担額の引き上げ、入院時食事療養費にかかる標準負担額の引き上げ、老人一部負担金の原則定率 1 割負担の導入、老人保健制度に高額医療支給制度の創設

平成 14 年 10 月	健康保険法等一部改正 一部負担金の見直し(3 歳未満：2 割、3 歳以上 69 歳以下：3 割、70 歳以上：1 割又は 2 割)、老人医療受給対象年齢の引き上げ(5 年間で 70 歳から 75 歳に段階的に引き上げ)
平成 15 年 4 月	一部負担金の見直し(退職被保険者等：3 割) 保険者支援制度の創設 高額医療費共同事業の拡充・制度化 保険税の所得割算定方法の見直し
平成 16 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 17 年 10 月	佐賀市・諸富町・大和町・富士町・三瀬村が合併し新佐賀市となる 市町村合併に伴う国民健康保険条例の制定
平成 18 年 10 月	健康保険法等一部改正 高額療養費自己負担額の引き上げ、人工透析を要する 70 歳未満 上位所得者の自己負担限度額の引き上げ、一部負担金の見直し (70 歳以上現役並み所得者：3 割)、70 歳以上の高齢者に係る入 院時生活療養費の創設、保険財政共同安定化事業の創設 出産育児一時金の支給額の引き上げ、出産育児一時金受取代理制 度の導入
平成 19 年 4 月	健康保険法等一部改正 70 歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化
平成 20 年 4 月	健康保険法等一部改正 65 歳以上を対象とした保険税の年金からの特別徴収の開始 70 歳～74 歳の高齢者の患者負担の見直し(1 割→2 割) ※ ただし、指定公費負担制度が創設され 1 割負担に据え置き (以後毎年 1 年ずつ延長) 乳幼児の患者負担軽減(2 割)措置の拡大(3 歳未満→義務教育 就学前) 老人保健法を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正 保険者に対する一定の予防健診等の義務付け 高額介護合算療養費の施行 後期高齢者(75 歳以上)を対象とした後期高齢者医療制度の創設 前期高齢者(65 歳～74 歳)の医療費に係る財政調整制度の創設
平成 21 年 1 月	出産育児一時金の支給額の引き上げ、産科医療補償制度の創設 75 歳到達月の一部負担金の自己負担額を 1/2 とする措置
平成 21 年 2 月	国民健康保険法の一部改正 資格証明書交付世帯に属する中学生以下の被保険者への短期被保 険者証の交付
平成 21 年 4 月	70 歳～74 歳の高齢者の患者負担の運用延期(1 割→2 割→1 割) 指定公費負担制度の運用を 1 年延期
平成 21 年 8 月	高額医療高額介護合算制度(施行 平成 20 年 4 月)の本格運用開始
平成 21 年 10 月	出産育児一時金支給額の引き上げ(380,000 円から 420,000 円

	に) ただし、産科医療補償制度の対象医療機関以外での出産の場合は、390,000 円
	出産育児一時金の直接支払制度の創設
	佐賀市国民健康保険出産費資金貸付基金条例廃止
平成 22 年 4 月	資格証明書交付世帯に属する高校生担当年齢以下の被保険者へ短期被保険者証の交付（有効期間 6 箇月）
	非自発的失業者に対する保険税軽減措置
	被保険者証様式の変更（二つ折タイプへ拡大）
	「被保険者証」「高齢受給者証」「特定健診受診券」の一体化
平成 22 年 7 月	短期証交付世帯に属する高校生相当年齢以下の被保険者への有効期間 6 箇月以上の短期被保険者証の交付
平成 24 年 4 月	限度額適用認定証の外来・調剤・訪問看護への使用範囲拡大
平成 25 年 4 月	国民健康保険税の税率・税額改定
平成 26 年 4 月	軽減制度の拡充

(2) 加入状況（一般・退職・老人） **2-4** (単位：世帯・人・%)

年度	世 帯			人 口			家 族 構 成	
	全市[A]	国保[B]	加入率	全市[C]	国保[D]	加入率	全市 [C/A]	国保 [D/B]
25	[95,466] 95,412	[32,165] 32,784	[33.69] 34.36	[235,469] 236,227	[57,552] 58,996	[24.44] 24.97	[2.47] 2.48	[1.79] 1.80

※ 年度年間平均（4月～3月）の数 []内の数値は3月31日現在の数

(3) 保険給付の状況 **2-4**

① 療養諸費の状況（一般+退職） (単位：件・円)

年度	種 別	件 数	費 用 額	1件あたり 費用額	1人あたり 費用額
25	療養の給付	1,045,594	21,568,665,865	20,628	365,595
	療 養 費	28,642	221,301,945	7,726	3,751
	計	1,074,236	21,789,967,810	20,284	369,347

※ 療養の給付については、3月診療分～2月診療分（一般・退職）

※ 25年度事業年報による

② 療養の給付〔診療費〕（一般+退職）

年度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件当り 日数	1件当り 費用額	1人当り 費用額
	(件)	(日)	(円)	(%)	(日)	(円)	(円)
25	644,011	1,567,417	17,348,051,811	1,091.6	2.43	26,938	294,055

※ 昭和58年2月1日より老人保健法施行

※ 昭和59年10月1日より退職者医療制度の創設

※ 3月診療分～2月診療分（一般・退職） 25年度事業年報による

③ 高額療養費・高額医療費

(単位：件・円)

年 度	区 分	一 般	退 職 者	計
25	件 数	32,066	1,845	33,911
	高 額 療 養	1,984,552,165	182,732,827	2,167,284,992

※ 25年度事業年報による

④ 鍼灸施設利用費助成

佐賀市 助成単価：1,000円（被保険者一人につき1日1回、1年度間48回まで）

○ 鍼灸施設利用状況

利用証 交付人員 (A)	施術回数 (B)	市負担金交付額 (決算額) (C)	利用証交付率 (A)／平均 被保険者数	1人当たり 利用回数 (B)／(A)
1,593 人	12,822 回	12,822,000 円	2.70%	8.05 回

※ 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの実績

(4) 保険財政（25年度） **2-4**

○ 歳 入

科 目	予算総額 (円)	調 定 額 (円)	収入済額 (円)	不納欠損 額 (円)	収入未済額 (円)	収入率 (%)	
						対 予算	対 調定
国 民 健 康 保 険 税	6,211,300,000	7,153,968,236	5,928,208,377	86,666,680	1,139,093,179	95.44	82.87
一部負担金	4,000	0	0	0	0	0.00	0.00
使用料及び 手 数 料	4,513,000	4,421,441	4,421,441	0	0	97.97	100.00
国庫支出金	7,520,886,000	6,927,503,708	6,927,503,708	0	0	92.11	100.00
療養給付費 交 付 金	1,567,854,000	1,557,678,000	1,557,678,000	0	0	99.35	100.00
前期高齢者 交 付 金	6,389,149,000	6,389,149,555	6,389,149,555	0	0	100.00	100.00
県 支 出 金	1,615,823,000	1,414,356,755	1,414,356,755	0	0	87.53	100.00
共 同 事 業 交 付 金	3,751,022,000	3,639,274,554	3,639,274,554	0	0	97.02	100.00
財 産 収 入	2,000	0	0	0	0	0.00	0.00
繰 入 金	2,160,934,000	2,154,938,271	2,154,938,271	0	0	99.72	100.00
繰 越 金	4,001,450	3,999,450	3,999,450	0	0	99.95	100.00
諸 収 入	52,241,000	53,305,733	51,354,937	173,399	1,777,397	98.30	96.34
計	29,277,729,450	29,298,595,703	28,070,885,048	86,840,079	1,140,870,576	95.88	95.81

※ 収入済額には、還付未済額2,964,100円を含む。

○ 歳 出

科 目	予算総額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	執行率 (%)
総 務 費	579,680,190	555,033,157	24,647,033	95.75
保 険 給 付 費	19,261,400,000	18,742,051,762	519,348,238	97.30
後期高齢者支援金	3,089,248,000	3,089,246,920	1,080	100.00
前期高齢者納付金	3,158,000	3,156,976	1,024	99.97
老人保健拠出金	140,000	138,628	1,372	99.02
介 護 納 付 金	1,330,652,000	1,330,651,657	343	100.00
共 同 事 業 拠 出 金	3,921,645,000	3,723,104,961	198,540,039	94.94
保 健 事 業 費	169,560,000	131,422,382	38,137,618	77.51
基 金 積 立 金	1,000	0	1,000	0.00
公 債 費	3,593,000	2,004,860	1,588,140	55.80
諸 支 出 金	486,248,373	477,127,443	9,120,930	98.12
予 備 費	33,392,887	0	33,392,887	0.00
繰 上 充 用 金	399,011,000	399,010,286	714	100.00
計	29,277,729,450	28,452,949,032	824,780,418	97.18

(5) 国民健康保険特別会計決算 **2-4** (単位:千円)

区 分 \ 年 度	平成25年度
歳 入 総 額A	28,070,885
歳 出 総 額B	28,452,949
歳入歳出差引額C (A-B)	-382,064
基 金 繰 入 金D	0
繰 越 金E	0
国庫負担金等精算額F	446,302
単年度経常収支G (C-D-E+F)	64,238

(6) 保険税 **2-4**

賦課の概要 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

- ① 賦課期日 4 月 1 日
- ② 賦課方法 3 方式
- ③ 保険税額の計算 所得割額+均等割額+平等割額=保険税額
- ④ 賦課限度額 医療分 51 万円、後期高齢者支援分 16 万円、介護分 14 万円
- ⑤ 地方税法第 703 条の 5 の規定による国民健康保険税の減額内容
 - ア 前年中の総所得金額が 33 万円を超えない場合は、被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の 7 割相当額をそれぞれ減額する。
 - イ 前年中の総所得金額が 33 万円に被保険者 1 人につき 24 万 5 千円を加算した金額を超え

ない場合は、被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の 5 割相当額 をそれぞれ減額する。
 ウ 前年中の総所得金額が 33 万円に被保険者 1 人につき 45 万円を加算した金額を超えない場合は、被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の 2 割相当額 をそれぞれ減額する。

区 分 \ 年 度		平成25年度	平成26年度
医 療 分	所 得 割 額 (%)	9.3	9.3
	被保険者均等割額 (円)	18,500	18,500
	世帯別平等割額 (円)	35,700	35,700
者 後 支 期 援 高 分 齢	所 得 割 額 (%)	2.3	2.3
	被保険者均等割額 (円)	7,400	7,400
	世帯別平等割額 (円)	6,000	6,000
介 護 分	所 得 割 額 (%)	2.8	2.8
	被保険者均等割額 (円)	9,600	9,600
	世帯別平等割額 (円)	5,600	5,600

(7) 徴収状況（現年課税分） **2-4**

年度	区 分	調 定 額 (円)		収 納 額 (円)		収納率 (%)
			うち居所不明者分		うち還付未済額	
25	一 般	5,493,292,760	340,200	5,282,565,764	2,903,872	96.12
	退 職	428,001,240	0	423,790,070	39,828	99.01
	計	5,921,294,000	340,200	5,706,355,834	2,943,700	96.33

※ 収納率の算定にあたっては、居所不明者分調定額及び還付未済額を控除している。

(8) 保険給付の内容（25 年度） **2-4**

① 療養の給付

保険証を提示して医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓口で自己負担額を支払い、残りの治療費等は国保がまとめて医療機関に支払う。

- 自己負担割合
- ・ 義務教育就学前 2 割
 - ・ 義務教育就学後 70 歳未満 3 割
 - ・ 70 歳以上 75 歳未満 2 割（平成 26 年度より）
- ※ 平成 26 年 4 月 1 日までに 70 歳到達した者は 1 割を継続
 ※ 現役並み所得者（課税所得 145 万以上）は 3 割

② 療養費

次のような場合には、医療費の一部が現金で払い戻される。

- ・ 輸血時の生血代、移植用臍帯血・骨髄の搬送費用、海外渡航中等急病でやむなく非保険医にかかった場合、医師が認めたコルセット等の治療用装具代並びに、はり・きゅう・マッサージの施術料、柔道整復師の施術料等

③ 入院時食事療養費

入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額は、国保がまとめて医療機関に支払う。住民税非課税世帯の標準負担額は申請により減額される。

④ 高額療養費

医療機関に支払う医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が後で国保から世帯主に支給される。限度額適用認定証の交付を受けた被保険者は高額療養費相当額の療養を現物給付で受けられる。

⑤ 高額介護合算療養費

医療機関に支払う医療費の自己負担額と介護サービスを受けたときに支払う利用者負担額を世帯単位で合算して限度額を超えた分が後から支給される。

⑥ 移送費

傷病等により移動が困難な人が、療養の給付を受けるため、医師の指示により医療機関にやむを得ず移送され費用がかかった際、移送費が支給される。

⑦ 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、39 万円支給される。ただし産科医療補償制度に加入している医療機関で出産したときは 3 万円を加算。妊娠 85 日以上であれば、死産、流産も対象となる。

⑧ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、喪主に 3 万円支給される。

⑨ 退職者医療

国保に加入している 65 歳未満でかつ長年会社等に勤めていて年金の受給資格がある人（退職被保険者本人）とその被扶養者が対象で、自己負担割合は国保一般被保険者と同じ。

被保険者に特段の影響はないが、対象者の療養給付等費用額が、後日社会保険診療報酬支払基金から支払われる制度となっている。そのため、医療費適正化事業として、退職国保加入資格のある被保険者について切替作業を行っている。

(9) 三瀬診療所 **2-5**

① 沿革

昭和 26 年 4 月	三瀬村国保組合診療所として組織発足 三瀬村大字三瀬 2677 番地に診療所建設着工
昭和 26 年 12 月 20 日	診療所（木造瓦葺平屋建 100.75 坪）医師住宅（木造瓦葺平屋建 23.25 坪）完成 三瀬村国保直営診療所に改称し診療開始。
昭和 35 年 7 月 1 日	三瀬村国民健康保険診療所に改称
昭和 47 年 9 月 19 日	診療所老朽化により、三瀬村大字三瀬 2615 番地に新築工事着工
昭和 48 年 5 月 1 日	新診療所で診療開始（診療所 鉄筋コンクリート 2 階建 400.298 m ² 医師住宅 木造瓦葺平屋建 85.598 m ² ）
昭和 54 年 4 月 1 日	歯科診療開始
平成 14 年 4 月 18 日	三瀬村大字藤原 3882 番地 6 にスマイルセンター（診療所・保健センター）完成 5 月 1 日から診療開始

	診療所分	木造瓦葺平屋建	555.95 m ²
	医師住宅	〃	115.93 m ²
平成 17 年 10 月 1 日	市町村合併により、佐賀市立国民健康保険三瀬診療所として診療開始		

② 事業概要

- ア 診療所開設年月日
平成 17 年 10 月 1 日（当初 昭和 26 年 12 月 20 日）
- イ 医療圏名
佐賀中部保健医療圏
- ウ 医療圏人口
348,504 人（H26.5.1 現在）
- エ 診療圏面積
三瀬村 70.70 K m²
- オ 診療圏人口
1,371 人（H26.3 月末現在）
- カ 診療科目（4 科）
内科、外科、小児科、歯科
- キ 診療時間
平日 9：00～17：45
土曜日 9：00～12：15
（休診：日曜・祝日（歯科は、第 2、4 金曜日も休診））
- ク 病床数
一般病床 6 床
- ケ 医療機器の整備状況
X線撮影装置、生化学自動分析装置、超音波診断装置、自動血球計算機、心電計
- コ 診療所の性格
国民健康保険直診施設、へき地診療施設

③ 年度別受診者延数

（単位：人）

区 分	25 年度
内 科	5,889
歯 科	3,815
合 計	9,704

④ 年度別診療収入状況

（単位：円）

区 分	25 年度
内 科	32,559,075
歯 科	16,349,261
合 計	48,908,336

19 国民年金 2-2

(1) 国民年金のあらまし

国民年金は昭和 61 年 4 月 1 日から国民全員の「基礎年金」に衣替えされ、従来、別々の制度に加入されていたサラリーマンと自営業者などを一本化して、国民年金制度に組み入れ、加入者が老齢、障がい、死亡といった場合に基礎年金という共通した年金支給制度とした。

① 加入種別

国民年金にはすべての人が加入することになり、加入者の種別は、次の第 1 号被保険者から第 3 号被保険者までの 3 グループに分けられる。この三者には給付面のほか、保険料納付方式で違いがある。

	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 3 号被保険者
種別	日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の自営業者や農林漁業従事の方とその配偶者、学生など（60 歳以上及び外国に居住している 65 歳未満の人で任意加入者を含む）	厚生年金や共済組合に加入している人	厚生年金や共済組合に加入されている人に扶養されている妻（夫）で、20 歳以上 60 歳未満の人
納付方法	納付書払い・口座振替 クレジットカード納付	給料から控除	配偶者が加入している制度から拠出される （自ら納める必要はありません）

② 国民年金の適用の推移

平成 3 年 4 月 1 日から、20 歳以上 60 歳未満の日本国内に住所がある人のうち、国民年金の適用除外となっている人は、被用者年金の老齢（退職）年金の受給権者のみとなっているが、国民年金が発足した昭和 36 年 4 月 1 日から国民年金の適用の範囲は、下表のように推移している。

昭 36.4 昭 37.12 昭 55.4 昭 57.1 昭 61.4 平 3.4

1	(1)被用者年金制度の加入者	適用除外		強制適用
	(2)その配偶者	任意適用		強制適用
2	(1)国会議員	適用除外	任意適用	強制適用
	(2)その配偶者	任意適用		強制適用
3	(1)地方議会議員	強制適用	任意適用	強制適用
	(2)その配偶者	強制適用	任意適用	強制適用

昭 36.4 昭 37.12 昭 55.4 昭 57.1 昭 61.4 平 3.4

4	(1)被用者年金制度の老齢給付受給権者	任 意 適 用				
	(2)その配偶者	任 意 適 用			強 制 適 用	
5	(1)被用者年金制度の老齢給付受給資格期間満了者	任 意 適 用			強 制 適 用	
	(2)その配偶者	任 意 適 用			強 制 適 用	
6	(1)被用者年金制度の障害給付受給権者	任 意 適 用			強 制 適 用	
	(2)その配偶者	任 意 適 用			強 制 適 用	
7	被用者年金制度の遺族給付受給権者	任 意 適 用			強 制 適 用	
8	学生	任 意 適 用				強制適用
9	在日外国人	適 用 除 外			強 制 適 用	
10	国内在住の 60 歳以上 65 歳未満の者	適 用 除 外			任 意 適 用	
11	海外在住の 20 歳以上 65 歳未満の邦人	適 用 除 外			任 意 適 用	

(2) 被保険者数・適用状況

(単位:人)

区分 年度	第1号被保険者・任意加入被保険者数			被 保 険 者 数 (D)	C 被 + 保 D 険 (者 E 総 数)
	被 保 第 (A 険 1 者 号 数	被 保 (B 険 者 数	A + B (C) 計		
25	32,650	417	33,067	16,296	49,363

(3) 保険料収納状況

年 度	対象月数	納付月数	納付率(%)	佐賀県(%)
25	234,548	150,244	64.1	64.4

(4) 保険料免除状況

(単位:人)

区分 年度	第1号 被保険 者数 (A)	免除被保険者数								免除 率 $\frac{(B)}{(A)}$ (%)	(佐賀 県)
		法定免除	申請免除					学生 納付 特例	計 (B)		
			全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除	納付猶予				
25	32,650	2,722	5,985	728	504	222	986	4,098	15,245	46.7	45.1

(5) 基礎年金受給者数及び年金額

(年金額単位:千円)

区分 年度	老齢基礎年金		障害基礎年金		遺族基礎年金		合 計	
	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額
25	50,417	34,781,622	4,547	3,983,462	546	419,144	55,510	39,184,228

(6) 福祉年金支給状況

年度	受給者数(人)	総年金額(円)
25	0	0

(7) 寡婦年金支給状況

年度	受給者数(人)	総年金額(円)
25	78	35,183,100

(8) 年金の種類と金額

	年金の受けられる資格と条件	年金額	所得制限
老齢基礎年金	- 原則として65歳から。 - 保険料を納めた期間、保険料の免除を受けた期間及び合算対象期間を合わせて25年以上あること。	- 満額で年772,800円 - 加入可能期間（昭和16年4月2日以降生まれの人は40年）中に保険料未納期間や免除期間があれば、その分は減額となる。	なし
	(主な計算例 H21.4月から適用) $772,800円 \times \frac{\text{保険料納付月数}}{\text{加入可能年数}} + \frac{\text{保険料免除月数}}{2} \times \frac{\text{保険料半額納付月数}}{\text{加入可能年数}} \times \frac{3}{4} + \frac{\text{保険料1/4納付月数}}{\text{加入可能年数}} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{保険料3/4納付月数}}{\text{加入可能年数}} \times \frac{7}{8} = \text{老齢基礎年金額}$ H21.3月までの適用 保険料全額免除3分の1 保険料半額納付3分の2 保険料4分の1納付2分の1 保険料4分の3納付6分の5		
障害基礎年金	- 対象者は、20歳以上で国民年金法の障害等級表の1・2級に該当する者。なお、20歳前からの障害者には、本人について所得制限が設けられている。 - 初診日前に保険料納付済期間（免除期間を含む）が初診日の前々月までの加入期間の2/3以上であること。なお、平成38年3月31日までは、初診日の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ良い。	1級障害基礎年金＝966,000円 2級障害基礎年金＝772,800円 18歳未満の子の加算 1人＝222,400円 2人＝444,800円 3人以上＝444,800円＋1人増すごとに74,100円	なし *無拠出障害基礎年金（障害福祉年金からの裁定替及び20歳前障害）は所得制限あり
特別障害給付金	- 下記の人で、任意加入をしていなかった期間に初診日があり現在の障害基礎年金1・2級に該当する程度の障害の状態にあるものとして認定された人に支給。 ① 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者 ② 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生	- 障害基礎年金1級に該当する者 ＝月額49,700円 - 障害基礎年金2級に該当する者 ＝月額39,760円	あり
遺族基礎年金	- 次のいずれかに該当する国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子（18歳未満または1・2級の障害がある20歳未満）のある妻か子 ① 保険料の納付期間（免除期間を含む）が死亡日の属する月の前々月までの加入期間の2/3以上であること。なお、平成38年3月31日までは、死亡の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ良い。 ② 老齢基礎年金の受給資格を満たしていること。（生計維持の認定基準は、死亡時に妻の年収が850万円未満）	- 妻の年金額＝772,800円 - 子の加算額 1人＝222,400円 2人＝444,800円 3人以上＝444,800円＋1人増すごとに74,100円	あり
寡婦年金	第1号被保険者としての保険料納付期間と保険料免除期間を合算した期間だけで老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、何の年金も受けなくて死亡したときに、10年以上婚姻期間がある妻が60歳から65歳まで受けられる。（年収850万円未満の妻）	夫が受けることができた老齢基礎年金の3/4	あり
死亡一時金	第1号被保険者としての保険料を3年以上納めた人が何の年金も受けなくて死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金及び寡婦年金を受けられない場合、死亡した人の保険料納付期間に応じて支給。	保険料納付期間が36月以上180月未満＝120,000円等、納付済期間によって金額が決定される	なし
老齢福祉年金	昭和36年4月1日の国民年金発足当時すでに高年齢に達していた人で、老齢年金の支給要件に該当しない場合に、明治44年4月1日以前に生まれた人に70歳から支給される。	- 年金額 395,900円 (月額) 32,991円	受給権者、配偶者、扶養義務者の所得制限がある
未支給年金	受給者が死亡し、未支給分がある場合、生計を同じくしていた遺族に支給。		なし

20 後期高齢者医療制度 2-2

(1) 後期高齢者医療制度の創設の経緯と趣旨

わが国は、すべての国民が健康保険組合や国民健康保険などの公的な医療保険制度に加入し、保険証1枚で誰もが安心して医療を受けることができる「国民皆保険制度」の下で世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。

しかしながら、急速な高齢化の進展と高齢者医療費の増加、経済の低成長への移行は、近年、医療保険制度の持続可能性に影響を与えるまでになり、抜本的な見直しが迫られるようになった。

このような状況に対応するため、平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正され、平成20年4月から新たに後期高齢者医療制度が創設された。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象とした独立した医療制度であり、それまでの老人医療制度で不明確であった高齢者自身の医療費の費用負担について、患者負担分を除き現役世代からの支援金が4割、公費5割のほか、高齢者からの保険料が1割と現役世代と高齢者の負担割合が財政運営の面で明確となり、制度運営については、後期高齢者医療広域連合という新たな運営主体が創設された。

(2) 運営主体

後期高齢者医療広域連合

※ 保険料徴収・窓口業務は市区町村が行う。

(3) 被保険者

- ① 75歳以上の人
 - ② 65歳以上で一定の障がいのある人（ただし、申請し広域連合の認定を受けた人）
- （平成26年3月末現在）

	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳～	計
佐賀市	290	424	10,863	9,343	5,918	2,548	687	124	30,197
佐賀県	820	1,483	41,608	35,828	24,009	10,818	2,898	523	117,987

(4) 保険給付の内容（25年度）

① 療養の給付

保険証を使って医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓口で自己負担額を支払い、残りは広域連合がまとめて医療機関に支払う。

- ・ 自己負担割合 外来・入院とも医療費の1割（ただし、現役並み所得者は3割）

② 療養費

やむを得ない事情で、保険医療機関等で療養の給付等を受けることができず、例外的に被保険者が医療費の全額をいったん保険医療機関等の窓口で支払ったとき、その支払った分から一部負担金等相当額を除いた一定額について現金で払い戻される。例として輸血時の生血代、急病でやむなく被保険者証を持たずに受診したとき、医師が認めたコルセット

等の治療用装具代並びに、はり・きゅう・マッサージの施術料、柔道整復師の施術料等の場合に支給される。

③ 入院時食事療養費

保険医療機関等に入院したとき、入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。

④ 入院時生活療養費

保険医療機関等に長期入院したとき、入院時の生活療養に要した費用のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。

⑤ 高額療養費

医療機関に支払う医療費の自己負担額が高額になり限度額を超えた場合、超えた分が広域連合から支給される。

⑥ 高額介護合算療養費

被保険者の属する世帯が、後期高齢者医療制度と介護保険制度のどちらの制度でも一部負担金等を支払っていて、その1年間の合計額が一定の限度額を超えた場合に、広域連合及び介護保険者から支給される。

⑦ 移送費

移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難な人が療養の給付を受けるため緊急その他やむを得ず医療機関に移送されたときは、広域連合から移送費が支給される。

⑧ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、喪主に3万円支給される。

(5) はり・きゅう施設利用助成

佐賀市の事業として、市内に居住する後期高齢者医療の被保険者の方に、はり・きゅう施設の利用に際して助成を行う「はり・きゅう施設利用証」を交付している。

佐賀市指定の施術院で、施術の際に後期高齢者医療被保険者証と利用証を提示することで、1回の施術につき1,000円の助成を年間36回まで受けることができる。

はり・きゅう施設利用状況

利用証 交付人員	施術回数	市負担金交付額 (決算額)	利用証交付率 (A) / 被保険者数	1人当たり 利用回数 (B) / (A)
(A)	(B)			
1,607	12,800	12,800,000	5.34%	7.97

※ 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの実績

(6) 健康診査

広域連合では、糖尿病・高血圧症・脂質異常症（高脂血症）などの生活習慣病を早期に発見するために、1年に1回自己負担なしで受診できる健康診査を実施している。

	受診者数(人)	被保険者数(人)	受診率
佐賀市	2,579	28,466	9.06%
県全体	13,850	80,779	17.15%

(7) 保険料（平成26年度改正）

① 賦課期日 毎年 4 月 1 日

② 保険料額の計算

保険料は被保険者本人の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が定額で負担する「均等割額」を合計して個人単位で算定する。

保険料額 57万円を限度	=	①所得割額 被保険者の所得 に応じて算定	+	②均等割額 被保険者一人 当たりの定額
------------------------	---	-----------------------------------	---	----------------------------------

所得割額＝賦課のもととなる所得金額(※)×所得割率 (9.88/100) } 確定保険料
均等割額＝ 51,800 円 } (57 万円を限度)

※ 賦課のもととなる所得金額＝前年中の所得－33 万円

③ 保険料の軽減内容

ア 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が一定金額を超えない場合は、均等割額が次の基準で軽減される。

i 2 割軽減

前年中の減額対象所得が世帯の被保険者全員の数×45 万円＋33 万円を超えない世帯の被保険者

ii 5 割軽減

前年中の減額対象所得が世帯の被保険者の数×24.5 万円＋33 万円を超えない世帯の被保険者

iii 8.5 割軽減

前年中の減額対象所得が、33 万円を超えない世帯の被保険者

iv 9 割軽減

8.5 割軽減世帯のうち、後期高齢者医療の被保険者の全員が年金収入 80 万円以下（その他の各種所得はない）の世帯の被保険者

イ 所得割額の軽減

「賦課のもととなる所得金額」が 58 万円以下の方は所得割額が 5 割軽減される。

ウ 被用者保険の被扶養者だった人

後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など。国民健康保険は含まれません。）の被扶養者だった人は、それまでは保険料を負担されていなかったことから、均等割額を 9 割軽減し、所得割は賦課されない。

④ 保険料の納め方

年金支給額が年額 18 万円以上の方で、介護保険料とあわせた保険料額が対象となる年金の支給額の 2 分の 1 を超えない方は原則として年金からの差し引き（特別徴収）となる。それ以外の場合は個別に金融機関等の窓口や口座振替（普通徴収）で納める。

なお、特別徴収の人でも手続きにより口座振替に変更することができる。

(8) 保険料収納状況（平成25年度）

	種別	特別徴収 (円)	普通徴収 (円)	合 計 (円)	特・普合計収納率
					普徴収収納率
佐賀市	調定	1, 201, 754, 800	861, 614, 700	2, 063, 369, 500	99. 75
	収納	1, 205, 721, 900	857, 561, 187	2, 063, 283, 087	99. 42
県全体	調定	4, 329, 182, 500	2, 365, 560, 600	6, 694, 743, 100	99. 58
	収納	4, 342, 527, 000	2, 339, 387, 662	6, 681, 914, 662	98. 81

(9) 老人保健医療

後期高齢者医療制度の施行に伴い、老人保健医療制度は廃止されることとなったが、後期高齢者医療制度の施行後 3 年間は老人保健医療特別会計を設けるものとされており、平成 20 年 3 月までの診療等に係る月遅れ請求分や過誤調整分の医療給付を行なっている。

平成 23 年度からは老人保健医療制度廃止後 3 年が経過したことで、老人保健医療特別会計を廃止し、一般会計により医療の給付を行う。